Ⅵ考 察

1 遺 跡

6AFB区の発掘調査を通じて、平城京における条坊制、および坊内居住地に関する資料をえ た。ここでは、まず京全体のなかにおける東三坊大路の位置にふれ、つぎに一条三坊十五・十 六坪に形成された居住地の検討におよぶ。

A 条坊の復原

大路 6AFB区の発掘調査によって東三坊大路の位置が決定し、平城京条坊制に関する新知 見を加えることになった。平城京の条坊制については、さきに1800尺の方格地割りをきめ、こ の条坊計画線にもとずき,大路幅8丈,小路幅4丈,さらに朱雀大路幅28丈,二条大路幅16 丈,一坊大路幅12丈と推測したことがある。* それらの数値は水田の形状や畦畔の状況から割 大路の発掘 り出したもので,発掘調査による遺構上の計測値ではなかった。その後の調査によって,平城 宮西面中門,同南門,朱雀門,および宮の東南隅に接する二条大路,東一坊大路,二条条間大 路、朱雀大路などの遺構が明らかになり、条坊に関する資料が豊富になっている。各地域の発 掘調査では、宮城諸門が1800尺の条坊計画線上に位置することが立証されたが、大路の幅員に ついては推測とことなる結果をえた (PLAN1, fig. 25)。

> 東一坊大路 平城宮跡第32次調査と第39次調査において,二条大路と東一坊大路との交叉点 と平城宮東院南門外で東一坊大路の全幅を検出した。** 大路の東西に添って側溝があり,西側 溝幅8尺,東側溝幅4尺で,両側溝の心心距離は80尺であった。側溝の外側には居住区を画する 築地があるが, 二条大路の南では築地間心心距離が110尺となる。 二条大路の北では平城宮大垣 と西側溝の間に幅40尺の壖地を設けているので,築地間心心距離は130尺余りとなる。側溝間の 中軸, つまり大路中軸線は東院南門の中心にあたり, 中軸線は朱雀門心から532.78m(0.296m× 1800尺)となる。その後, 五条条間大路付近で朱雀大路の調査をおこない, 路面幅約70m, 東西 側溝心心幅74mを確認した。***

> 二条大路 第32次調査で、平城宮の東南隅に接する二条大路を検出した。北側溝幅8尺、南 側溝幅4尺,側溝間心心距離が126尺であり,路面幅は120尺となる。築地間距離は宮の南面場 地をふくみ,心心距離の計測値は179尺であるが,造営方位の振れなどによる誤差を見込むと計 画尺としては180尺といえる。二条大路の条坊計画線は朱雀門心,つまり宮南面大垣心の南方80 尺の線にあり、 壖地として40尺を設定するので、 条坊計画線が二条大路北側溝心の南40尺の線 にあることになる。このようなことから、二条大路自体の中軸線は条坊計画線から南方へ23尺

1967.p.37)

^{** 「}昭和41年度平城宮発掘概報」(奈文研年報

^{*** 『}平城京朱雀大路発掘調查報告』1974

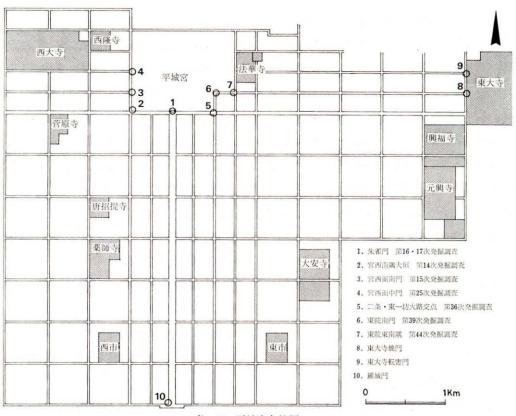


fig.25 平城京条坊図

〔(126尺+2) 一40尺〕ずれることになる。東一坊大路以東の二条大路の幅員については、南側 溝と築地が東一坊大路以西の延長線上に位置することが判明しているにとどまり、北側溝につ いては調査がおよんでいない。南側溝の線を東一坊大路以西と同じ位置に揃えていることから すれば、北側溝についても同様にかんがえることができ、幅員は126尺とすべきであろう。以上 のことから二条大路設定の方法についていえば,平城宮の南面壖地40尺幅を確保するため,北側 溝を条坊計画線の北40尺の位置におき,南側溝を条坊計画線の南86尺の位置に設けたのである。

二条条間大路 第39次調査で西部を調査し,第44次調査で東部を調査した。この大路の側溝 は,2回ないしは3回の改修を受けている。平城京造営当初の側溝として確認できたものは, 第39次調査で検出した東院南門外を流れる北側溝 SD4999 と第44次調査で検出したところの南 側溝SD5785である。二条の側溝はともに東院南門が構築される養老~神亀年間に埋立てられた とみてよい。側溝幅はともに8尺である。対応位置で遺構検出をおこなっていないため数値に 正確を期しえないが、側溝間心心距離は80尺と推定できる。この条間大路中軸線と条坊計画線 との関係については,北側溝と二条大路北側溝との心心距離が900尺 (264.4m÷0.2938) となり, 造営尺の短いうらみはあるが大路中軸線と条坊計画線とが一致することになる。

平城宮東院成立後の条間大路幅は,造営時の幅員に比して狭くなる。すなわち,第2期には 路面敷の変 40尺,第3期には50尺に変更する。第2期の東院南面大垣は、南門の梁行中央柱にとりつく掘 立柱塀である。この塀は大路の旧北側溝SD4999の北方40尺に位置している。しかしながら、擂 地の幅を広くしたために大路北側溝が約2.2m南へ寄り、路面幅を減じることになった。第3 期では大垣を築地に改修し、南門の梁行のうち北の柱間にとりつける。このとき、東院東南隅 の位置は第2期の位置を踏襲したため、築地の方位が東で南に大きく振れ、 壖地の幅が東部で

狭く西部で広くなる状況をまねいている。

以上のように、二条条間大路は東院の造営に影響されながら変化をたどるが、平城京造営当初の大路は東一坊大路と規模を同じくしている。少ない例であるが実際に検出した大路から、以下のような共通点を見出すことができよう。東一坊大路と二条条間大路は、条坊計画線を中軸として左右に40尺振りわけた位置に側溝を設け、二条大路では条坊計画線に対して北へ40尺、南に80尺(実際は86尺)の位置に側溝をおく。いずれも条坊計画線から40尺の倍数値で振りわけられている点に注目しなければならない。従来は平安京の例にならって大路幅員を築地心心距離としてきたが、平城京の遺構では側溝の心心距離を基準とすべきであろう。つまり、大路の両側溝は、条坊設定時における縄張り的な役割りを負っているのである。

条坊の方位 現在までに確認しえた平城京の条坊計画線の位置は、fig.25の通りである。それらの計測値にもとずき、国土座標を軸とする条坊方位の振れをみてみよう。

朱雀大路の 振れ

朱雀大路 羅城門心と朱雀門心とを結ぶ朱雀大路中軸線の振れは, 北で西に0°15′41″である。他方,朱雀門と平城宮推定第1次内裏中心を結ぶ平城宮の中軸線は0°15′20″となり,朱雀大路の振れとほぼ等しく,同一の規矩によっていることが類推される。

南一条大路 南一条大路については発掘調査で確認していないが、平城宮の西面中門と東大 寺転害門とを結ぶ中軸線の振れをしることができる。東で北に0°05′09″振れている。

二条条間大路 東院南門心の南80尺 (23.6m) に大路中軸線をおき、これと平城宮西面南門 および東大寺焼門を結ぶ中軸線の振れを算出する。平城宮西面南門と東院南門外との間では 0°03′45″東で北に振れ、東院南門外と東大寺焼門の間では0°15′08″東で北に振れている。

二条大路 二条大路の中軸線は宮の東南隅で確認しているが、軸線の振れを算出しうる距離での発掘はおこなっていない。だが、その北方で平行する宮の南面大垣については、朱雀門をはさむ東西の隅が確認されている。その振れは、朱雀門から西では東で北に $0^{\circ}04'23''$ 、朱雀門から東では東で北に $0^{\circ}03'23''$ となる。南面大垣と二条大路が平行するものとかんがえ、東西の平均値3'53''を宮南面における二条大路の振れとみることができよう。

以上のべたように、南北方位は朱雀大路中軸線の振れ15′弱、東西方位は宮の周辺部で4′前後、東大寺焼門まで離れると15′余りの振れとなる。つまり、現在確認できる範囲内において京の造営方位をみるに、国土座標系を軸にして逆時計廻りに3′台から15′台の角度で振れていることになる。*

東三坊大路 発掘調査で確認した東三坊大路に関する遺構は、路面敷と東側溝である。大路の 東と西に位置する築地については、これまで東三坊大路に比定した水田の左右にのびる畦畔を 想定し、その東西幅は22m前後であった。調査に際して、この畦畔を発掘することはできなか ったが、東側溝の東にのびる畦畔を築地の痕跡に推定することは可能である。

^{*} これらの平城京造営方位を真北基準に換算して 唐長安城外郭城基の方位と比較すればつぎのよ うになる。(「唐長安城地基初歩探測」考古学報 1958-3)

平城京		
朱雀大路中軸	22'30"	北偏西
平城宮中軸	22'09"	"
二条条間大路	21'57"	東偏北
宮南面大垣	10'42"	"

長安城の実測基準が真北であるとすると、その 方位は $7'\sim22'$ 、平城京の場合は $10'\sim22'$ となっ て、それぞれに施工程差はあるが、極めて類似 した方位を示している。

長安城 東城基 15'41" 北偏西 西城基 22'02" " 南城基 7'32" 東偏北 北城基 20'12" "

西側の畦畔を坊の東面築地に仮定するならば,その東方約4mに位置するSD570を大路の西 側溝に比定することもできよう。この場合,大路の幅員(SD650とSD570との心心距離)は50尺とな る。他方,西側の畦畔に接する SD566 B を西側溝に比定するならば,その幅員は75尺程度にな 西側溝の決 る。SD570が中世の氾濫をうけ9世紀以前に遡る証拠がないこと,SD566Bの検出範囲がきわ めて狭いことから、現在はいずれともきめ難い。しかし、京の大路幅を上述の諸例でみたよう に80尺とするならば, SD566Bを西側溝に比定するのが妥当である。

東三坊大路の正確な中軸線を求めることができない現在,方位を明確にすることはできない。 東側溝の振れを測定するならば、北で西に40′弱振れることになる。40′の振れは、他の条坊方 位にくらべて大きい。このことは、検出した東側溝が9世紀初頭に大規模な改修を受けた後の ものであり、平城京造営当初の方位を失ったためであろうか。朱雀門心から東三坊大路東側溝 心までの距離は1599.63mである。これを条坊計画線にあてはめ,〔(1800尺imes3) +40尺〕で単位 尺を換算すると0.294mとなる。

発掘調査の結果,東三坊大路東側溝SD650はA・Bの2時期に区分できる。いずれも平安時 平安時代の 東三坊大路

代の遺物を包含し、奈良時代末期ないしは平安時代初期に大改修を受けたのちに土砂が堆積し たものである。* 流路の変化や堆積層の相違から識別しうる SD650 の時期について, 鋳造年次 をことにする銭貨の出土状況が有力な手掛りとなる。ただ、注意しなければならないのは、発掘 区の随処で確認した三層の分離が、延長240m におよぶ全域において均一に存在しないという ことである。 場所によっては、 層位の攪拌や逆転があった。 SD650Aからは、和銅開珎から 貞觀永寶に至る9種の銭貨を検出した。そのうち、870年に鋳造された貞觀永寶がもっとも新 しく, 溝の下限の1点を示す。上限については, この溝に存在した告知札の年紀によって, 天 長5年 (828) を一つのよりどころにすることができる。銭貨の出土量からすれば、和銅開珎か ら隆平永寶までの量が少い傾向であるのに対し、富壽神寶から承和昌寶にかけての銭貨が多く なる。このことは、下層の堆積開始が富壽神寶の鋳造年である818年に近い時点であることを暗 示しているとみてよい。他方,SD650A様式の土器は,平城宮のSE272B様式土器に後続する様 式であることからすれば、遺物堆積の盛時が835年以降になる。 SD650Bはさらに上下2層に わかれる。下層からは萬年通寶から延喜通寶に至る9種の銭貨を検出した。その上限について は、貞觀永寶以後、寛平大寶の鋳造年である890年の間におくことができよう。最下限は延喜 涌寶の存在によって、その鋳造年である908年頃におくことができる。上層からもほぼ下層と 同種の銭貨を検出したが、そこでは延喜通寶を欠いていた。とはいえ、他の遺物については下 層との間に極端な時間差がみとめられないことから、908年に後続する短期内に埋没したもの として差支えなかろう。

以上のようなことから、8世紀初頭に開通した東三坊大路が9世紀全般を通じて活用維持さ れていたことがわかる。

北京極大路 東三坊大路は水田の地形によって,ウワナベ古墳の南外堤線までたどることがで きる。推定南一条大路中軸線の北方1800尺の位置が北京極大路の心となるが,その位置はウワ ナベ古墳の周濠にあたり,設定不能である。実際東外堤の発掘を通じてもそれらしき遺構は検出

な掃除がおこなわれていることがわかる。また, 東一坊大路側溝においても側溝の堆積は奈良時 代末の最終段階のものであった。

[『]延喜式』左右京式に「凡京路、皆令当家毎 月掃除」とか「凡宮城辺朱雀路溝,皆令雇夫掃 除」とあり, 道路と側溝を維持するため定期的

されていない。6AFB-J地区で検出したSD444は、ウワナベ古墳外堤の東南隅をめぐる奈良時代につくられた溝であり、この溝の南側が京造営時の整地を受けている。SD444とI地区のSD451の間約24m幅の部分は、奈良時代では顕著な遺構はなく空地であり、むしろ奈良末・平安時代の小規模建物が集中している。このあたりが、北京極大路であろう。約24m幅の水田地形はウワナベ古墳の南外堤に添って西進し、西南隅で北上する。おそらく、これが北京極大路の姿であろう。いうなれば、ウワナベ古墳の南外濠を拡幅して大路に利用しているのである。北京極大路の北側溝に想定できるSD444は北上してSD734と結び、東外濠を路面とする道路の側溝となって北上するようであるが、京外に出た東三坊大路が西に迂回するか否かは不明である。

このほか、F地区には北一条大路、A地区には南一条大路が存在ないしは近接することになる。しかし、発掘区内では築地や側溝で画する実際の遺構を検出していない。

小 路 6AFB-C地区の東寄りに存在するSA620には、開口部を設けている。この部分は、ちようど左京一条四坊三坪と四坪との間に存在する小路に相当するようである。いま開口部の中心をA点とよび、南一条大路と二条大路からの距離をみてみよう。

南一条大路中軸線が平城宮西面中門心と一致し、二条大路の条坊計画線が朱雀門心の南80尺の位置にあることはすでにのべた。そこで、A点から、平城宮西面中門心、朱雀門心までの国土座標系における南北距離を求めると、それぞれ135.17m、642.64mとなる。これをさきの造営方位で修正すると、南一条大路からA点間の距離は132mとなり、二条大路とA点までの距離は640.87mとなる。一方、条坊計画線による小路の位置は2大路間の½であるから、南一条大路とA点までの距離は450尺、朱雀門心からA点までの距離は1800尺+450尺-80尺=2,170尺となる。これにより、それぞれの単位尺を求めてみると、前者では0.2933m(132.0m+450尺)、後者は0.2953m(640.87m+2,170尺)となる。0.2953mは造営尺として適当であるが、0.2933mはやや短い。しかしながら、仮りに0.2953mを造営尺とすれば、450尺×0.2933m=132.88mとなり、1m以内のずれにとどまる。南一条大路の条坊計画線の振れが5′以内ならば、A点は小路の中軸線に一致することになる。だが、ここには小路の存在を明示する側溝などは存在しない。遺構面がかなり削平されており、西方のSD611との関係についても明らかでない。また、時期を決定する遺物も発見されていないので、ここでは、しばらく坊内を区画する柵とかんがえるにとどめておきたい。

B 左京一条三坊十五・十六坪の検討

 $6AFB-F\sim J$ 地区の遺構のうち、 大規模建物を中心とする $G\sim I$ 地区と小建物が累重する $J\cdot F$ 西地区とは性格がことなる。ここでは、各地区の時期別の遺構配置からのべよう。

G北~Ⅰ地区の遺構 この地区では,整地土層の相違から検出遺構を前後3期に類別できる。

第 1 次整地面で検出した遺構は,建物 7 棟 (SB471・SB481・SB482・SB483・SB490・SB498・SB528),溝 2 条 (SD477・SD527),井戸 2 基 (SE464・SE495) であり,I 期に属する。第 1 次整地面で検出した遺構がすべて同時に存在するわけではない。 SB471,SB482,SD477は重復して存在し,同時のものではない。つまり I 期は 3 小期に区分できるのである。重複して検出された 3 遺構のうち,SD477が 2 棟の建物の柱穴を破壊しているので,時期的にはもっとも後出

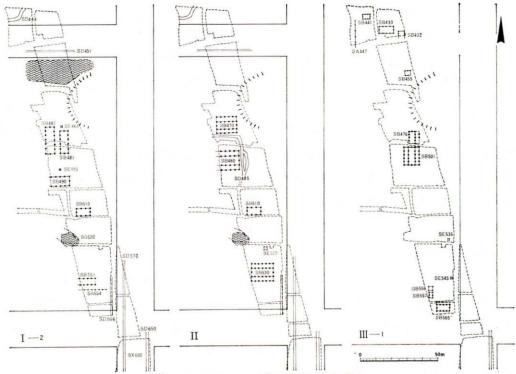


fig.26 6AFB-F~J地区主要遺構変遷図

のものであることがわかる。SB471とSB482との前後関係は不明であるが, SB482がSB481 などと組合う大型の建物であることを考慮するならば、 SB471 を古くすることができる。 こ のようなことから、第1次整地面検出の遺構は、I-1期 (SB471)、I-2期 (SB482)、I- 第I期の細 3期 (SD477) に区分できる。 SB481 の西側柱筋と SB482 の東側柱筋との間隔は12尺, 両建物 の心心距離30尺で, 南妻柱筋を揃えている。SE464は SB482 の東側柱筋から20尺東に, SB481 北妻柱筋から10尺北にあり、同一計画にもとずくものであろう。SB481、SB482の南方48尺を へだてて存在するSB490は、 桁行を5間に想定することができ、その東西の妻柱筋は、SB481 SB482の側柱筋に揃えている。同様にSB490の北10尺をへだててつくるSE495にも同時性が ある。このようなことから、SB481、SB490、SE495 EはI-2期に属することとなる。SE 495の東北にある小建物SB483が、井戸に関連する建物とすれば、I-2期に属するが、I-1期に遡る可能性もある。SB510は平塚2号墳の前方部を削平した部分に構築したものであり, 整地層による分期はできない。 しかし, SB490の南側柱筋とSB510の北側柱筋との間隔では50 尺,柱掘形の大きいことなどを考慮するならば、Ⅰ-2期に比定しうる。確実にⅡ期に存在す るSG520も、I期にその築造が遡る可能性がある。

第1次整地以前に平塚2号墳西濠を掘込んだSD527は,埋立整地以前の排水溝とみられ,仮 りに平塚1号墳と2号墳との間に濠埋立の時間的小差があるとすれば、I-1期に相当するで あろう。I-3期のSD477の下流はSD485にあたり、第2次整地面からの検出であるがI-3期に遡る可能性がつよい。SD527に重複するSB528は方位が北で西に振れ,これと方位を同じ くする SB498 ととも I-3 期に属するであろう。 また、 平塚 1 号墳北濠を横断する SD453 A が、I期の当初から存在した可能性がある。I-2期においては、建物や井戸で構成される居 住空間としてのまとまりがあるが、その前後の遺構は希薄になる。このことから1-1期遺構 は平城京造営時、ないしは直後の仮設的なもの、I-3期遺構はつぎの第2次整地をおこなう

事前の施設とも考えられよう。

第 2 次整地面で検出した遺構は,建物 2 棟 (SB470, SB480),溝 2 条 (SD453, SD485),園池 1 (SG520)であり,II 期としてまとまる。 これらの遺構は重複して存在せず,とくに小期に細分する必要はない。また,I 期遺構 SB510はこの時期にも存続している可能性がある。

第 3 次整地面で検出した遺構には,建物 5 棟(SB455, SB476, SB501, SB502, SB504),井戸 1 基 (SE466) があり,皿期にまとまる。それらの遺構のうち,SB476とSB501は重複しており,同時存在はありえない。このことから,第 3 次整地面で検出した遺構はIIII-1期とIIIII-2期とに区別される。柱筋の方位によって区分するならば,SB476,SB501,SB502はIIII-1期,SB504はIIII-2期に属することができよう。ただ,SB455とSE466については小期を決めることができない。また,G地区のSE535もこの時期にいれておく。

J地区の遺構 この地区での主な遺構は、建物 6 棟(SB430, SB432, SB437, SB440, SB441),棚 2条(SA447,SA448)と溝 1条(SD444)である。いずれもすでに削平された地山面で検出したものであり、層位的に前後関係をたどることはできない。次善の策として遺構の方位で分類するならば、2群に大別することができる。第 1 群は真北に近い方位をとるもので、SB430、SB432、SB441、SA447、SD444がこれに属する。それらの遺営尺は 0.295mである。第 2 群は北で東に約8°振れる遺構で、SB437、SB440、SA448であり、その造営尺は 0.30mとなる。いずれも皿期に属するのであろうが、第 1 群を奈良時代末期の遺構、第 2 群を平安時代の遺構にかんがえることができよう。また、第 2 群の遺構は SB437と SB440 -1とが重複することから、2 期に細分しうることができる。しかしながら、SD444 だけは北京極大路の北側溝に比定しうることからすれば、I-1 期に遡る可能性がつよい。

F・G南地区の遺構 両地区には建物13棟 (SB530, SB550, SB551, SB552, SB555, SB556, SB557, SB559, SB560, SB561, SB562, SB563, SB565),井戸2基(SE525, SE545),柵3条 (SA553, SA554, SA558),溝1条 (SD566A) がある。しかし,削平が著しく整地層による時期別は不可能である。ここでは、SA553とSA554を境にして、その南北では遺構の状況がことなっている。すなわち、北部のSB550、SB551が比較的大型の建物であるのに対し、南部では多数の小建物が累重する。このことから、両者は別に考慮しなければならない。

切合い関係による分期

SB530は SB550とSB551に重複して構築しており、両建物よりも後出の建物である。 SB550 とSB551とは同時存在もかんがえられるが、方位をことにするため、2期にわけるべきで、一応 SB550を古くかんがえる。 建物の南方を画する 2 条の柵(SA553、SA554)にも重複関係があり、 SA554の方が古い。 SB530と SB551との関係に対応するのである。 $G北\sim I$ 地区の時期別をここにあてはめてみると、 SB550が I-1 期、 SB551とSA554が I-2 期、 SB530が I 期ということになり、 SE525については所属時期を定め難い。 SA553とSA554以南の遺構は、 真北に近い方位をとる建物(SB555、SB556、SB557、SA558、SB562、SB563、SB565)と、 わずかに東で南に振れる建物(SB559、SB560、SB561)とにわかつことができる。 冊以北の建物と柱筋を揃えるものはなく、北方の分期に合せると III 期に属する。しかし、 III-1 期内でも SB563、SB560、SB561とSB565との重複関係からすれば、 真北方位に近い建物群が古く、 仮に III-1 期とし、 他を III-2 期とする。 SA554、SA553とSB555、 SB556の間には同時存在がありえず、 さらに 細分しうる。なお、 SD566Aは東三坊大路西側溝である可能性がある。

遺構配置と3期の年代 すでにのべてきたように、 $6AFB-F\sim J$ 地区は左京一条三坊十五・ 十六坪に想定される条坊内の東半分におさまる。しかし、この坪をめぐる築地や柵などの遮蔽 物に関する遺構は検出していない。さて、C地区のSA620の開口部の中心A点が東西小路の中 軸線に相当するものとして, A点から 2 坪分である900尺 (基準尺0.2954m) 北上した地点, つま り十五坪と十六坪との境を求めると、 SB470の身舎北側柱筋に一致する。 また、 坪と坪との 間に存在したのであろう小路の痕跡などはなく、十五坪と十六坪とは併合して利用されている ことがわかる。G地区西方に設けたトレンチは十五坪を東西に横断するが、トレンチの範囲で は坪を細分する溝や柵などを検出しておらず、1坪の東西幅であるSB566Bの西方約400尺の 付近まで同一地割り内に包括されていたとみてよい。つまり、水田地形に残る十坪と十五坪間 に存在する南北小路が、 今回検出した遺構群の西限となる。 南限については、 北一条大路の 遺構を検出していないが、仮りにSB470の身舎北側柱筋から南方へ1坪分の距離(450尺-40尺 =410尺) である121mの地点を求めて、南限とする。十六坪は1坪分のすべてを存在するので はない。北辺がウワナベ古墳によって限定され、さらに北京極大路を確保するために、南方の 約5%をとどめるにすぎないのである。このことから、北限はSD451付近になる。

以上のようなことから、南北約180m、東西約118mの長方形区画を坊内居住区域として想定 居住区域の することが可能である。この区画のなかで、今回検出の遺構がどのように位置ずけられるであ ろうか。G地区の西方トレンチでは、建物などの遺構は検出されていないが、その後方のH地 区西方では調査の前後に柱根や土管が発見されており(fig. 28), H地区の建物に関連する遺構 が西方に予想される。検出した奈良時代の建物の多くが東西棟建物であることから、南を正面 とする建物配置であろうが、それらは坪の東方に偏しており中心的な建物とはかんがえられな い。いま坪内遺構のすべてをふくむ中軸線を知る手掛りをもたないが、たとえば、SB470程度 の東西棟建物ならば東西に3棟並置することは可能である。このように仮定すれば、今回検出 した建物群は東翼を構成する脇殿的な施設で、H地区西方で存在が予想される建物は中軸上に 位置する建物になるのであろう。*

以上のべたのようにⅠ期とⅡ期とで建物配置が相違し、空間利用に変化がある。 しかし, 第 I 期のSB481, SB482, SB490が井戸を中心にまとまる建物であり、 I 期から II 期にわたっ て存在するSD485に多量の食器類が投棄されていることからすれば、厨房的な性格が濃厚であ る。しかし、SB490以南にはSG520などがあり、後方とは性格をことにしている。 南方のSB5 51やSB530の用途については知るすべがないが, SA554, SA553は存在したであろう北一条大 路に面するの築地ないしは柵と対応し、坊内の仕切りをなしているとみてよかろう。

SD485出土の木簡, 土器などのなかには, 遺構の年代をしる手掛りがある。木簡では和銅, 年代 霊亀、養老など奈良時代初頭の年紀をとどめるものがあるが、いずれも貢進付札であり、遺構 の下限を限定しない。他方、土器には和銅の年紀を墨書するものがあり、木簡の年紀と矛盾し ない。また,Ⅱ期のSB470の柱掘形からは養老年間に比定しうる軒丸瓦6301Cが出土している。 第3次の整地層中には奈良時代の遺物に混って平安時代の緑釉陶器片などが混在している。

うえのようなことから、Ⅰ期の開始を和銅3年(710)の平城京遷都の時点におき、Ⅱ期の開 始はSB470および、SD485の遺物から、養老~神亀の間におくことができる。Ⅱ期の終末につ

の建物が少ないことが判明している。

¹⁹⁷⁴年に調査した奈良市庁建設地など坊内の 発掘により, 東西棟建物が主屋をなし, 南北棟

いては決め手を欠くが、一応木造建物の耐用年数から逆算して天平初年において大過なかろう。 Ⅲ期とⅢ期との間には、大きな空白がある。つまり、Ⅲ期では確実に奈良時代に属する遺構が 存在しないからである。Ⅲ期の年代については、漠然と奈良時代末期から平安時代にかけての 時期にするほか、年代を限定する資料をえていない。この時期にも奈良時代初期に画された条 坊地割りが存続するが、建物の規模が小さくなり、北一条大路と北京極大路の路面敷に小建物 が群在するようになり、ここに平城京は終幕を迎えることになる。

遺 2 物

A SD485 出土木簡

SD485から出土した判読可能な木簡28点のうち、米 (白米)、庸米に関する貢進付札が多数を 占めていた。貢進地のわかるものでは、参河国額田郡、青海郡、八名郡が7点(4~10)と多く、 ほかに丹波国船井郡(11),淡路国津名郡(13)が各1点ずつある。このうち,年紀の判明するも のは「和銅6年」3点、「霊亀3年」「養老7年」各1点で、奈良時代初期に集中している。

ところで、このように国郡を通じて平城宮に貢進された物資の付札が、宮外の坊内居住地か ら発見されたことについて, かんがえてみよう。まず庸米は仕丁, 衛士等への大粮, あるいは 雇役民や雇直の食料として支給されたものである。また白米は諸司の常食に充てるというのが 令の建前であった。諸司常食と大粮、雇役の直やその食料とみると、当所においてある程度の 規模をもった労働がおこなわれたとみてよい。また、「官奴婢食料一斛」(17)が注目できる。 官奴婢は官の労役に従事する奴婢で、その食料の木簡が発見されたことは、この地に官奴婢を 労役に従事させ食料を支給した事実があったことを推測できる。庸米・白米の貢進札、また、 これらにみられる奈良時代初期の年紀、さらに「官奴婢食料」などを総合して考えると、この 地域で奈良時代初期に仕丁・衛士をはじめ雇役も含めて, さらには官奴婢らを使役してある程 度の労働が行なわれたとみることができる。 つまり, 仕丁をはじめ官奴婢を支配し, あるいは 人民を雇役することのできる人物の邸宅を想定することができよう。*

つぎに、木簡とは少し離れるが、左京一条三坊十五・十六坪に居住する人が、どれほどの階 層に属するかという点について, 文献史料でのあらわれかたをみてみよう。

平城京の建設とともに京内に居住する官人層への宅地班給がはじまるのであろう。しかし, この宅地班給の実体を直接に示す資料はない。そこで、藤原京・難波京における宅地班給の基 藤原京の班 準をみてみることにしよう。『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳の条に「詔日、賜右大臣宅地 四町直廣貳以上二町,大参以下一町,勤以下至無位,随其戸口,其上戸一町,中戸半町,下戸 四分之一、王等亦准此」とある。ここでの班給基準は、官職・位階および戸口の多少によって いる。すなわち, 官職では右大臣のみを特別に4町とする。位階ではこれを2大別し, 直広貳

給

えると, 木簡も坊内の建物を使用した人物との関 連において把握すべきである。

^{*} 平城京造営に関連する,造京司,木工寮など の宮司である可能性もあるが、遺物が坊内の建 物に付属したSD485から出土していることを考

(従四位) 以上に2町,直大参(従五位)以下を1町とする。勤位(6位)以下無位に至る者は, その戸口の多少により、上戸1町、中戸½町、下戸¼町とした。この場合、戸の等級は『令集 解』田令所引の慶雲 3 年(706) 2 月16日格によれば, 戸口数にもとずき, 大戸は8 丁以上, 中戸 は4丁以上,下戸は2丁以上という。『続日本紀』天平6年(734)9月戊辰条に難波京での班給 難波京 基準が決められ、「班給難波京宅地、三位以上一町以下、五位以上半町、六位以下四分一町之 一以下」という。ここでの基準は、位階によるもので、三位以上が1町以下、五位以上は½町 以下,6位以下は¼町以下と定めている。

さて、平城京での班給基準は不明であるが、藤原不比等や新田部親王の例によって宅地を想 平城京の班 定することができよう。藤原不比等の邸宅は後に法華寺の寺地となり、新田部親王の邸宅は唐 招提寺に施入された。このことから, 法華寺旧境内に想定する四町, 唐招提寺の旧境内に想定 する4町をもとの邸宅区域と想定してよかろう。藤原不比等は、平城京遷都時には、右大臣で あり、没した養老4年(720)10月には太政大臣、正一位を贈られており、かれの宅地は4町であ ったとみてよい。新田部親王は、平城京遷都時には、三品であり、神亀元年(724)2月に一品に 叙せられる。 『唐鑑真和上東征伝』に、 鑑真が新田部親王の子である氷上真人 (塩焼王) の宅 を訪れ, 寺地としての福地であることを覚ったという記事をのせており, 新田部親王の宅地が 子の塩焼王に伝領されていることがわかる。塩焼王は天平宝字元年(757)7月,橘奈良麻呂の事 件に坐し, 臣籍に降下して氷上真人の姓を賜わる。ともに橘奈良麻呂事件に坐する弟の道祖王 が「右京の宅」に囲まれていることから、新田部親王の宅地に塩焼王と道祖王がともに居住した 可能性がある。いずれにせよ、事件後に「没官地」となり、ここに唐招提寺が占定されたのであ る。藤原仲麻呂の田村第については有名であるが、岸俊男は田村第を左京四条二坊の4町に推 測している。* また平安時代の記録であるが、多治比弟笠が佐保川の付近に家地1町をもち、 紀勝長が左京二条五坊七町に家地1町を所有していたことが判明している。** 以上のような諸 例によって平城京においても藤原京に準じる宅地の班給がおこなわれたとみてよいであろう。

今回検出した遺構は、すでにのべてきたように、左京一条三坊十五・十六坪にまたがる2町 分の敷地に設けられたものである。藤原京に準じれば、従4位以上の貴族の邸宅になるのであ ろう。左京一条三坊の住人としては、大原真人今城ほか3名が知られ、*** そのなかでは、大原 今城の邸宅の可能性もある。しかし、彼の経歴は奈良時代前期に活況を呈し、中期に断絶し後 期になって再び大規模な整地をおこなうという遺構が示す事実と呼応しない。かりに彼の父が 穂積親王であって, その宅地を伝領したとしても同じように奈良時代中期に断絶するという遺 構の事実と呼応しない。また、彼の位階が従五位であったことを考えるとこの可能性はきわめ て少ない。それでは、この2町の宅地の主は誰であろうか。前述したように、奈良時代初期に、 仕丁・衛士,また官奴婢らを使役することによって,この地で労働をおこない得た人物のひとり として、いま長屋王を推定することができる。つまり、長屋王の作宝宮である。長屋王は、和銅 長屋王 3年4月に, 式部卿, 従三位とみえ, 平城遷都時は従三位で, 前の班給基準からすると宅地2町 にあたり検出の遺構と合致する。彼は、神亀元年、正二位、左大臣に昇進するが、天平元年(729) 2月, 自尽する。ところで, 神亀5年, 彼の発願による神亀経の奥書には「検校使作宝宮判官従

岸俊男「藤原仲磨呂の田村第」(『日本古代政 治史研究』所収 1966, p. 401)

^{**} 延曆23年6月10日僧綱牒『平安遺文』第1巻

²⁴号 延暦23年6月20日東大寺家地相換券文 『平安遺文』第1巻25号

^{***} 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966

作宝宮 六位上勲十二等次田赤染造石金」とみえるのが注目できる。*「作宝宮判官」とあって、一個人の家政機関ではなく、宮として四等官をもっているのである。このことは、作宝宮が半ば公的な機関に相当することを意味し、前述の庸米・白米・官奴婢食料などの木簡も、この点から合理的に解釈できよう。また、この地域で出土した緑釉水波文塼は宝殿らしきものを類推するにたる貴重な遺物であるが、これも作宝宮と呼ばれる長屋王の邸宅にふさわしいものといえよう。いま、長屋王の作宝宮をうたった詩が『懐風藻』に多数収められている。そのなかで、長屋王自身の詩三首についてみよう。** 宝宅に新羅客を宴したときの情景として「桂山余景下り、菊浦落霞鮮らけし」と菊のかおる浦をよみ、また、初春に酒宴をした作宝楼の宅の風景はうるわしく、積草の池の如き林泉に初春の年はあけたと述べている。菊浦といい積草池といい、いずれも池をもった作宝楼であったことが述べられており、池をもった庭園の遺構の事実とよく合致している。ところで、作宝は佐保に通じる。この発掘地周辺から東方にかけての一帯は後世佐保田庄となった地域で、*** 長屋王宅がここに推定できれば、それはまさしく佐保宅と呼ぶにふさわしいのである。一名「作宝楼」とも「作宝宮」ともいうことから、長屋王が自からの邸内に「宝殿」をつくったことはじゅうぶんかんがえられる。

B SD650 出土木簡

SD650出土木簡には,天長5・7年 (828・830)の年紀をもつものがあり,その廃棄の一時点をしることができる。23点の木簡のうち,意味不明のものを除くと,記載内容によって,人の往来関係を示すもの(29~32),官司の物資・人夫などを記するもの(34~40,43),あるいは経典など寺院に関係するもの(41,44)にわけることができる。

告知札 4点の告知札(29~32)は、形態や文章内容によって、人々の往来する場所に掲示する 一種の勝示であることがわかる。

ところで、告知札にみえる牛・馬などの拾得について厩牧令では「国郡の得たらん闌畜は皆当界の内に仰せて主を訪わしめよ」とある。また、奴婢が逃亡して捉えられた場合にも同様に 奴婢が主を知らなければ膀告せよという(捕亡令官私奴婢条)。 闌畜、 奴婢いずれの場合もその 主人を捜索する手段として牓札が用いられたとみてよい。

膀示 平安時代になると、禁制を内容とした太政官符が、その伝達手段として交通の要衝などに防示されるようになる。たとえば、京の喪儀が僣奢になることを禁じた太政官符には、「所在の条坊および要路に於て明らかに牓示を加えよ」(『類聚三代格』延暦11年7月22日太政官符)といいまた僕隷が病を患って路次に追い出されて看護人もなく餓死する幣害をいましめる太政官符には、「仍て要路に牓示し、分明に告知せよ」(同上弘仁4年6月1日太政官符)という。今回の告知礼は、太政官符などの禁制の牓示とはいえないが、盗難に遭った斑牛や走失した馬などの特徴を記し、公開捜査をおこなう点はまったく同じである。そうしたことから、告知礼の立てられた東三坊大路が、人々の頻繁に往来する要路であったことを物語っている。令の規定によれば、「闌畜は当界の内に仰せてその主を訪わしめよ」という。山辺郡長屋井門村で盗難に遭っ

^{*} 大般若経巻第267 (根津美術館蔵)

^{** 『}懐風藻』には長屋王の詩三首を収める。訓読・解釈は日本古典大学大系本(岩波書店)に

従った。

^{***} 永島福太郎「平城京址と荘園」(大和文化研 究 第8巻8号 1953,p.1)

た斑牛に対して、郡界を越え添上郡にきて牓示をおこなうことは、またこの道路が交通の重要な要路として利用されていることを裏づけるであろう。

平城京の東三坊大路が,なぜ平安時代の要路として存続するのか。それはほかでもなく,この道路が大和と山背を結ぶ重要な幹線道路にかんがえられるからである。

古代の大和と山背を結ぶ要路としては、下ツ道、中ツ道、上ツ道の三道が比定されている。* 幹線道路 しかしながら、平城京遷都後、下ツ道は朱雀大路となり、その北部は宮城内にとりこまれてしまった。つまり、奈良時代になるとこの道によって山背へぬけることはできなくなる。もう1 本の道、中ツ道は北上して平城京東四坊大路に接続する。この場合、山背にぬけるには、一条大路と交叉するあたりで西に回って現在の関西本線沿いの谷をぬけるか、東に回って現在の奈良坂、つまり国道24号線沿いに北上するかのいずれかである。後者の場合は、上ツ道の延長線にあたる。ところが、東三坊大路を北上すれば、ウワナベ古墳の東側の谷に遭遇し、中ツ道の西迂回路と同じである。ウワナベ道は谷間をぬけると比較的平易な道であるが、奈良坂の場合は難渋な山道となる。さらに、平城宮との関係からいえば、一条大路をへて東三坊大路を北進して山背国というコースの方が利用しやすいといえよう。この仮定からするならば、かっての奈羅関が平城京造営以降、東三坊大路の北上する国境線に設置された可能性がつよいことになる。

東三坊大路を北上して山城へぬける通路は、平安時代の公家日記や物語などにあらわれる。 たとえば、寛弘 4 年 (1007)、藤原道長の金峯山参詣では、中ツ道を南下し、井外堂 (木簡にみ える山辺郡長屋門村) に宿している。** また、平安宮からの春日祭に遣された使者の通路もこの 道で、『江家次第』によって図式化するとつぎのようになる。***

寺院の造立に係る工事とするならば,東三坊大路に隣接する不退寺との関係が注目されよう。 帝都を平城京に移遷しようとした平城上皇には、阿保親王、高岳親王(のちの真如)があり、両 親王はともに大和と深い関係をもつ。すなわち、2人の親王の子女はそれぞれ在原姓を賜り、 高岳親王の子である在原善淵は、貞観4年(862)に父親王が構えた堂舎を修旧している。**** 高岳親王の堂舎は超昇寺で、その寺域は平城宮推定第1次内裏後方地域に推定されている。

阿保親王の子には、在原仲平、行平、守平、業平があり、かれらのうちとくに在原業平が不 **不退寺** 退寺を創建したという伝承がある。すなわち、『大和志料』には「寺伝ニ平城帝大同四年祚ヲ 嵯峨帝ニ譲リ平城ニ幸シ萱葺ノ殿ヲココニ造リテ徒御ス之萱御所ト称ス、上皇ノ皇子阿保親王 及ヒ其子在原業平相承テコレニ居ル、承和十四年業平詔ヲ奉シ旧宮ヲ以テ精舎トナシ観音ヲ安 置シテ不退転法輪寺ト称スト云フ」とある。現在の不退寺については、まだ発掘調査などがな

^{*} 岸後男「大和の古道」(『古代の日本_{近畿}』 1970, p. 93)

^{*** 『}江家次第』巻第五 上申日春日祭事 **** 『三代実録』貞観4年12月25日

^{** 『}御堂関白記』

されておらず、その旧規などについても確認されていない。 史料の初見は、 貞観 2 年 (860)に 超昇寺とともにあるが、承和14年 (847)創建の確証はない。 もし、 かりに現在の寺地が平安時代の創建以降変更されていないものとして、木簡史料をもふくめて推測をたくましくするならば、 天長元年 (824)の平城上皇没後、彼の離宮であった萱御所が寺院に変更された可能性がきわめて強いとみてよい。

C屋瓦

軒瓦の編年 出土した軒瓦のなかには、平城宮や周辺寺院の調査によって時期を限定しうるものがいくつかある。平城宮における造営期に準拠して、ここでは奈良時代の軒瓦を $I \sim V$ 期に区分する(別表4)。

第1期 和銅3年の平城遷都から、養老年間に至る期間(708~720年代)。軒丸瓦では6284C、6301B・C、軒平瓦では6671B・D、6675がこの時期に属する。6301B・Cは興福寺創建瓦である6301Aよりも小型で、文様の細部も若干ことなる。6301A—6671Aが興福寺中金堂の一郭が建立された和銅年間に製作されたものとすれば、はたして6301B・C—6671B・Dを同時期におくことができるであろうか。この点で注目されるのは、養老4年(720)の円堂院建立を契機にして10月に「造興福寺仏殿司」が設置されたことである。造興福寺仏殿司の設置によって、藤原氏の私寺であった興福寺が官寺と同格の扱いを受けることになるのであるが、それにともなって造瓦組織にも官窯としての改変があったものとおもわれる。6301Bの瓦当裏面に布目痕のあること、6671Bに段顎と直線顎の2種があることは、いずれも6301A—6671Aとの一致を示す。また、6301B・Cの瓦当面が6301Aに比して小型であることは、たとえば平城宮出土の6235Bが東大寺創建瓦6235Aよりも小型であることと共通している。今回の調査区が京内の邸宅に関連する地域であることをかんがえると、興福寺の造作に関与した官窯から支給された可能性がつよい。したがって、6301B・C—6671B・Dをこの時期におくことができる。

6284Cは平城宮第41次調査で、SD3765の下層から和銅の紀年木簡と伴出しており、その時期を平城宮造営当初におくことができる。*

6675は均整唐草文であるが、外区・脇区の線鋸歯文、唐草文の様式などが藤原宮式の偏行唐草文の流れを汲むもので、この時期に比定する。

第Ⅱ期 第Ⅲ期 聖武天皇即位に関係する造営から、平城還都に至る時期(720~745年代)。

軒丸瓦では,6011,6012A・C・D,6015,6225A・C,6226,6227,6228,6285,6291,6303A,6308A・B,6314がある。6285,6291,6303A,6308A・B,6314の各型式の瓦当文様は,平城宮で神亀6年(729)の木簡が発見されたSK2102から出土した6311,6313の文様を基準にしており、様式的、技法的な関連からこれと相前後する時期におく。** 6303Aは様式的には6311,6308に近似するが、難波宮に同筢瓦があり、それは聖武朝造営の時期に比定されている。6015も同様である。*** 6225A・Cは、聖武天皇の即位を契機に造営された平城宮推定第2次朝堂

1961, p.85) 中尾芳治「重圏文軒瓦の製作年代 と系譜についての覚書」(『難波宮跡研究調査年 報1971』 p.35)

^{* 「}第41次調查」(奈文研年報1968p.37)

^{** 「}昭和39年度平城宮跡発掘調査概要」(奈文 研年報1965 p.33)

^{***} 難波宮址顕彰会・研究会(『難波宮址の研究 4』

院所用瓦である。6226,6227,6228はこれとあまり隔たらぬ時期のものであろう。6012Aは, 唐招提寺講堂下層遺構から出土している。* 6012Aの特徴は,瓦当裏面に布圧痕を残している 布目痕跡 ことである。6AFB区出土の6012A22点のうち、8点に布圧痕をとどめている。圧痕は瓦当と 丸瓦の接合粘土が剝離した部分にも残り、布圧痕が瓦当と丸瓦の接合前に押圧されていること がわかる。つまり、笵型に粘土を詰めて押圧する際に布が用いられているのである。この技法 は、上述の興福寺式に属する6301、平城宮の6311、6308にみられるところであり、第 I 期末か ら第Ⅱ期にかけて共通する技法として理解できる。6012Aの流れを汲む6012C・Dもそれと余 り時期を隔たらないものであろう。

軒平瓦には,6572A・B,6574,6663A・C,6664H,6667,6691A,6681A,6682がある。 軒丸瓦との組み合せは,6664H-6311,6663A・C-6225,6572A・B-6012である。6572A には段顎のものと直線顎のものとがある。その段顎は上述の興福寺式6671Bに比して、顎幅が 小さく, なかにはわずかな段をとどめる直線顎に近い形状をとるものもあり, 一種の退化型式 である。このことからも6671Bに後続する時期におくことができる。同様の顎につくる平城宮 6682についても同じである。6681Aは6663と6682との様式的な関連から,この期に入れる。6667 は中心飾の形状が6664℃に最も近く、段顎である点から、第Ⅰ期に遡る可能性もあるが、一応 第Ⅱ期にいれる。6691Aは様式的に6667に後続するものである。

第Ⅲ期 平城還都から天平勝宝年間 (745~756年代)。

第Ⅲ期

軒丸瓦では6134A • B,6235A,6282B • F • G • H,6316Aがある。6235Aは東大寺創建瓦で, 西塔の調査などによって天平勝宝頃に比定できる。6282の各種は平城宮大膳職から,6134Aは 平城宮推定第1次内裏北域から出土しており、この時期にあてることができる。6316Aは同系 統の瓦が各地の国分寺にみられることから、この時期に属する。**

軒平瓦には6721の各種, 6732 I がある。6721各種は, 6282と組み合う。6732 Iは6235と組む。 第Ⅳ期 天平宝字前後から神護景雲年間に至る時期 (757~769年代)。

第IV期

軒丸瓦は6133の各種, 6235B・D, 6236B, 軒平瓦は6725A, 6739, 6801, 6802である。6235B は西大寺, 西隆寺の創建瓦であり、*** 天平神護1年(765) ~神護景雲1年(767) に年代の1点 をおくことができる。6236B,6739もまた西隆寺造営に関する瓦であることが判明している。 6725 A は唐招提寺創建瓦であり, 天平宝字 3 年(759)頃におく。6801,6802は飛雲文の軒平瓦で ある。6801は中心飾に「修」字を配する。従来,この「修」は修理に関する官司,平安時代の 「修理職」の略称とされていた。他方, 奈良時代にも神護景雲2年~宝亀5年の時期に幾度か 修理長官・次官の任命があることから、「修理職」の前身にあたる官司の存在が予想されてい た。西隆寺東門の調査において、「修理司」と記載する木簡が出土し、平城宮出土の「修」「理」 「司」の刻印瓦も修理司を表わす可能性が強くなった。このようなことから、6801の年代を神 護景雲年間におくことができる。類似の6802もほぼこの頃であろう。

第V期 宝亀年間以降 (770年~?) であるが、この時期に属する瓦は明らかでない。 平安時代 実年代を決め難いが平安時代初期に属する軒瓦として,7349-7734,7769があ 平安時代

る。7349-7734の瓦は従来から,不退寺式とよばれてきた瓦であり, $6AFB区-F\sim J$ 地区に

第V期

查報告』1972, p. 34

*** 浅野清「西大寺東西両塔」(『建築学会論文集 60 1957, p.781)

^{*} 沢村 仁「瓦」(『奈良六大寺大観唐招提寺』

^{**} 大和郡山市教育委員会『平城京羅城門発掘調

わたって多く出土した。不退寺の創建時に用いたものであろうか。7243, 7251, 7283, 7297も 平安時代のものである。

鬼 瓦 2種の鬼瓦については、同窓関係など、他遺跡出土の鬼瓦との比較資料を欠き、年代を限定することは困難である。ここでは漠然と、鬼瓦Bを奈良時代末期に比定し、鬼瓦Aは交様の繊細な表現などの類似性からは7349と共通しているので、平安時代に比定しておく。

緑釉水波文塼 緑釉水波文塼としては、川原寺、興福寺東金堂、東大寺二月堂、伝法華寺からかつて発見されている。また、類似の三彩異形塼が今回の発掘区に接する一条高校運動場で発見されている。それらのうち、川原寺、興福寺のものは上面に半肉彫りの水波文をあらわし、下面に布目痕跡をとどめその厚さは平瓦とほぼ等しく、今回の緑釉水波文塼とは直接関係しない。東大寺二月堂以下の諸例は、刻線で水波文をあらわし、今回のものときわめて類似する。さらに、伝法華寺、一条高校例は出土地点が近接することから、本来は同一構造物にもちいた可能性がつよい。そのことから、この2例を観察した。*

従来の出土 例 伝法華寺例は、一辺14.5cmの方塼で、上面に水波文を箆描きし、緑釉をかけたものである。 刻線の文様、塼の寸法、胎土、焼成は今回出土の緑釉塼 a にきわめて類似している。さらに「十 三条十」と刻する下面の刻書も緑釉塼 a の「九条」と同筆跡のようでもある。近年になって、断 続的におこなっている法華寺旧境内の発掘調査では、緑釉水波文塼が出土したことはない。お そらく、法華寺領であった6AFB区付近の「字法華寺」で採集されたものだろう。

一条高校例は、側面の厚さ3.5cmで135°の隅角をとどめる三彩塼の破片である。上面の隅角に近い部分、およびその後方をヒダのある山形に隆起させ、裾まわりに線刻の波文をほどこす。

三彩釉は上面と側面に限り,下面におよんでいない。下面は側部が平坦面をなし,上面の隆起に対応する部分が凹面をなす。 三彩と緑釉との胎土や施文については,今回の緑釉塼a・bにきわめて類似している。**

なお、今回出土の緑釉塼も、 SD 650、F~I区にかけての 広範囲に分布しており、おそら く第3次整地をおこなったとき に四散したものとおもわれる。 現在、採集地の北限がI南地区 であることから、本来は左京一 条三坊十五・十六坪の邸宅内に 存在したものとおもわれる。

さて,以上のような諸例をふ

fig.27 緑釉水波文塼実測図

^{**} 文化財保護委員会「奈良市法華寺町出土三彩 陶片等」(『埋蔵文化財要覧3』 1963, p.96)

^{*} 観察にあたっては、東京国立博物館の本村豪 章氏と奈良国立博物館の稲垣晋也氏の援助をえ た。

くめて, この種の塼を再度分類すればつぎのようになる。

- a 上面に水波文と緑釉を施し、側面に逃げのある方塼。1辺0.5尺を基準とする。
- b 上面に水波文と緑釉を施し、側面に逃げをとらないもの。方域 b1 と三角域 b2 とがある。
- c 上面に平行斜刻線文を施し、側面に逃げをとらないもの。上面に文様を施さないものをも 含むが、すべて緑釉をとどめない。 有文方塼 c1、無文方塼 c2、無文三角塼 c3 がある。
- d 上面に立体的な隆起と水波文,緑釉を施す。135°の隅角をのこすが,全形不明。

以上,4種の塼のうち, $a \cdot b \cdot d$ は一連のものとみて差支えなかろう。もしそれらを用いて 舗塼するとすれば,塼 d を隅におく八角形の平面形となる。隅以外には塼 $a \cdot b_1$ を四半敷あるい は布敷にして,辺縁を塼 b_2 でおさめる壇状の施設が想定できる。水波文がスタンプではなく, 塼ごとにことなっていることや,下面の刻書が舗塼時の番付けをあらわしていることから,各 塼の位置は全体の造形を構成する部分として固定していることになる。なお塼 a の一辺の長さ が 0.5 尺であることと,刻書から縦方向に10 枚以上,横方向に13 枚以上の塼が存在することに なる。つまり八角形の直径は6.5 尺 (1.95m) 以上ということになる。 塼 c については,八角の 舗塼を支える基壇の羽目に用いたの塼として考慮することも可能である。

このような緑釉水波文塼の八角基壇の原形を想定する資料として,東大寺「阿弥陀悔過料資 宝 殿 財帳 『大日本古文書 5 巻 p. 673 》にいう宝殿がある。それは阿弥陀浄土変一鋪をおさめる厨子の ようであり,天平13年 3 月に完成したものである。資財帳にはその形状をつぎのようにいう。

宝殿一基 漆 八角 高一丈六尺三寸

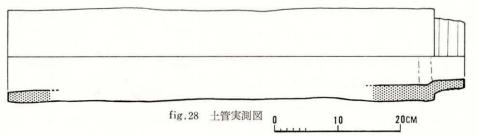
蓋 頂居金花形一梂 八角居金鳳形八口 各咋雑玉幡 裏着大蓮花形一枚 並以金銀墨畫飛菩薩鳥雲花等形

柱 八 枝 並以金銀墨畫鳥花等形

基二階 上階池碳敷瑠璃地辺着金銅鏤臂金並畫飛菩薩等形下階在連子着金銅鏤臂端累等高欄上居金花八棣

東大寺二月堂付近出土と伝えられる緑釉水波文塼は、もしかするとこの宝殿の上階に舗塼し、 瑠璃の池礒を構成するものであったのかもしれない。同様に、今回の水波文塼も、八角形基壇 に復原しうることや、水波文が池礒をあらわすとみてよいことなどから、八角二重基壇の上階 に舗塼したものとみて大過あるまい。

土 管 I地区の西方約10mの地点で、家屋新築の際、瓦製土管が出土しているので、この項を借りて紹介しておく。北東から西南方向に連らなるというから、旧平塚1号墳西濠の窪地から排水するためとみられ、奈良時代に属する。数個体分あり、玉縁丸瓦を2個連結した形態。完形品は外径約14.5cm、内径約10cm、全長72.3mで、一端に接合用の差込みをつくる。胎土に砂粒を多く含み、焼成は悪く軟質。差込み部分を除いて外面は縦方向の調整。差込み部分は横方向の調整。内面には布目痕があり、それが全長に切れ目なくおよんでいるので、生丸瓦を2本接合したものではないことがわかる。両端の内面は箆削りで整えている。



D SD 485出土の土器

6AFB-H・I地区にわたって掘鑿されているSD485は、 第I期の終り頃からはじまって、 第Ⅱ期を通じて利用される排水溝である。その年代については、すでにのべたように、和銅、 霊亀、養老の紀年木簡から実年代の1点を把握することができる。また、土器片のなかにも和 銅の墨書を記すものがある。他方, この溝と共存する SB470の掘立柱建物の掘形から, 養老4 年前後から製作を開始する軒丸瓦6301Cが出土しており、SB470が少くとも養老4年以降に建 築され, SD485もそれに伴うとかんがえられる。以上のようなことから, SB470の耐用年限を も考慮して、第Ⅱ期の終りを天平初年頃に推定したのであった。このような前提にもとずき、 SD485出土の土器の問題を検討してみよう。

土器の編年 平城宮跡で実年代を把握している土器は、つぎのような遺構から出土している。 平城宫SD1900 (下限710年), SD3035 · SD4951 (724年頃), SK820 (749年頃), SK219 (763年頃), SK2113 (780年頃)で、それらは伴出した木簡、および遺構相互の関係からの年紀によって年代 の一端が判明したものである。

SD485土器について、資料の多い供膳形態土器を中心とし、前段階のSD1900の土器および 後段階のSK820土器と比較してみよう。ただ,両遺構の土器についても現在整理が終っていな いことから概念的にならざるをえない。

SD 1900 ± 器との相違

SD1900土師器と SD485土師器と対比すれば,器種,形態,成形技法,調整手法の面で共通 する部分が多い。これをSD485土師器の古い要素とすれば、SD1900土師器にはみられない新 しい要素もある。すなわち、形態では杯口縁端部の巻込みが突出して大きいこと、高杯AIbが 存在しないこと、壺甕などの三角形折曲把手が若干薄くなっていることなどである。さらに、 杯類の場合, 螺旋暗文+1段放射暗文+連弧暗文が一般化しているのは, SD485の特徴である (fig. 29)。 須恵器でみると, 縁部の屈曲する蓋A, 尖底につくる鉢B, 平瓶 b などはSD1900

土器にない新しい要素である。また 平瓶aでも把手を付さないものが 一般的である。以上のように,相違 点はそう多くないが, SD485の須恵 器には SD1900 にない新しい器種や 形態が出現している点に注目しなけ ればならない。

SK 820 ± 器との相違

SK820土師器の器種では, a3手法 による椀Aが新たに登場し, 杯皿類 は全般的に小型化する。形態では杯 A I が浅くなる傾向にあり, 杯皿類 の口縁部巻込みがまるみをおびてい る。 SD485 の高杯A I a·b のような 低い高杯はなく, 壺甕などの三角形

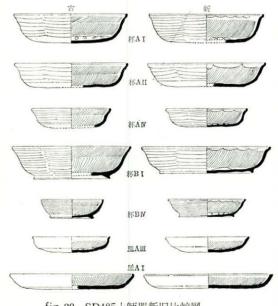


fig.29 SD485十師器新旧比較図

折曲把手は矮小化し、 蓋のつまみも比較的小さい。 杯皿は主として a 手法で調整するが、 暗 文を施すものは少なくなり、その文様も簡略化する。 須恵器では鉢Ab が一般化することにな り,鉢Aa, 横瓶などがなくなる。また平瓶bが一般化し,その形態も洗練されている。 杯皿 類でも土師器の杯皿と同じように小型化する。さらに蓋Aのうち縁端部が屈曲するものが盛行 する。このように、SD485土器とSK820土器との間では、土師器・須恵器を問わず相違点を見 出すことが容易である。

以上のようなことから、SD485土器が SK820土器よりもSD1900土器により近い特徴をもつ ものであることが明らかであろう。他方, SD1900土器とも明らかに相違する部分があり, SD 485+器のなかからSD1900土器的な部分を差引いた部分をSK485様式として設定する必要があ る。つまり、和銅の年紀をとどめる土器の存在から類推できるように、SD485土器のなかには SD1900土器の年代である和銅年間の土器が包括されているからである。 SD485様式と仮称す る一群の土器に類似するものは、平城宮跡SD3035,* SD4951,** 小墾田宮推定地SK260,*** 坂田寺跡SD050・051,**** 船橋遺跡B地区新型式などにある。 平城宮跡の例では, 伴出の木 簡から年代の1点を神亀年間におくことができ、 平城宮跡土器の第2段階に想定できる。 現 在,他遺跡とのじゅうぶんな比較検討をおこなっておらず,さらに将来に期したい。

土器の使用形態 SD485土器は左京一条三坊十五・十六坪の居住地で使用され,廃棄された土 器である。この面からその使用状況を類推してみよう。

SD485土器を用途別にわけると、土師器において供膳形態66.3%、煮沸形態32.6%、貯蔵形 態1.1%となり、須恵器では供膳形態81.4%、貯蔵形態18.6%となる。土師器、須恵器ともに 供膳形態が大半を占め,両者をあわせると総量の72.2%が供膳形態ということになる。供膳形 **供膳形態** 態の土器のうち, 須恵器と土師器との比率は4.5:5.5である。平城宮跡SK820土器では4:6, SK219 土器では 1:5 であり、奈良時代の終りに近づくに従って土師器が増加する傾向があ る。他方,田中琢が推算した宝字3~4年の20個月における奉写一切経所の須恵器と土師器の 損耗比率をみるに、***** 須恵器2器種の用口が567個、土師器4器種の用口が1052個であり、 その損耗比率は1.08:1であるからほほ同率で消耗したものとみられる。このような観点から すれば, SD485土器における須恵器と土師器との量的関係は使用時の状況とみてよい。

供膳形態の土器には盤A・Bや鉢A・Bなど大型器種を含むが、それらはごく少数であり、 大部分は食膳にならべる杯・椀・皿の類であり,数個で1膳を構成する。SK820土器ではこの ような供膳形態の土器が92%を占め、SK219土器では89.6%を占めている。絶対量でも多く、 それらが多人数の饗応に対処している様子がうかがえる。SD485土器では供膳形態が多いとは いえ、平城宮の場合ほどではない。時期は少し下るが、天平宝字年間における東大寺写経所の 例では、土師器と須恵器で構成する一膳の食器が4~6個であったことが推測されている。そ れは陶枚坏,陶盤,土枚坏,土窪坏,土盤,土鋺形,塩坏などとよばれるものであるが,同時 期の平城宮跡 SK2113 土器の杯AI, 椀A, ⅢAⅡ, 杯AⅡ, 杯AⅢ, ⅢAIの組合せとほ ぼ一致している。しかし、SD485土器には椀Aがなく、杯AⅢ・杯AⅣ、皿AⅢ・ⅢAⅣなど

[「]昭和39年度平城宮発掘調査概要」(奈文研 年報1965 p.38)

^{** 「}昭和41年度平城宮発掘調査概報」(奈文研 年報1967 p.42)

^{***「}飛鳥藤原宮跡の発掘」(奈文研年報1974)

^{****「}飛鳥藤原宮跡の発掘調査」(奈文研年報19 73 p.40)

^{*****} 田中琢「土器はどれだけこわれるか」(考古 学研究 第12巻 4号1966, p.16)

平城宮土器 と SD485 土器

平城宮跡では、供膳形態の土器に比して小型の貯蔵形態の土器が少い傾向にある。SD485土器では小型貯蔵形態の土器が多く、器種も多岐にわたり、須恵器ではこの時期の須恵器窯で発見される器種をほぼ揃えている。 SD485 の煮沸形態の土器には、 甕AI・甕AⅡ・甕AⅢ、甕BI・甕BⅡ、甕C、竈がある。この形態と法量による相違は、 対象員数はもとより、飯・羹など用途を限定した使いかたがなされたものであろうが、詳細は不明である。また、甕類の一時に炊飯する容量に関する検討はまだおこなっていない。SD485の煮沸形態土器が全出土量の33.1%を占めるという現象は、SK820、SK219土器の場合にくらべておよそ2倍の出土比率を示すことになる。このSD485の出土比率が船橋遺跡の場合と大差ないことからすれば、煮沸形態土器が比較的多い状況が一般的な現象とみてよいであろう。平城宮でとくに少ないのは、さきの『平城宮報告Ⅱ』でものべたように、煮沸を必要としないものを供したか、東大寺写経所の例のような鉄釜を併用したからであろう。また、SD485では他遺跡からしばしば発見される場、飯、釜が出土していない。飯については、板の中心に円孔をあけた木製円板が同時に出土しており、それが甕と組をなして甑に利用した可能性が大きい。従来発見されている竈や釜の例からすれば、竈の内径は21cm以上あり、甕AⅢ、甕BⅢ、甕Cは竈にのらないことになる。その際、築竈や土製支脚、五徳などの使用が考慮されるが、確証がない。

SD485土器を主として平城宮の土器と比較し、かなり相違する部分が存在することをしった。それを一口にいえば、平城宮の土器が多人数の給食を前提とする集団に供するものであることに対し、SD485 土器には私的な厨房の性格がつよいことによるのであろう。 このような傾向は、近年比較的調査が進行している平城京の坊内遺跡と多くの点で共通するところである。 しかし、2片とはいえ三彩陶器片があり、常時に多量の土器を用意する状況がうかがわれることなどから、単なる一般の坊内居住者ではなく、相当高位の人達が残した厨房関係の遺物とみる。

土師器,須恵器にみられる2群,4群の存在は,土器生産をおこなった場所の異同として理解している。この群別はさきにおこなったSK820土器の整理過程で検出したものであり,理化学的な分析もおこなった。しかしながら,現段階において特定の産地を指定することはきわめ

産 地 て困難である。須恵器 I・II 群土器は陶邑古窯の製品に類似することが指摘されている。* しかし,陶邑古窯群で用いる大阪層群の粘土層は和泉,河内,大和の広範囲に広がっているため,この地域内で共通する製作技法で須恵器をつくるならば,産地の識別はきわめて困難なものとなる。たとえば,北俵古窯は大和の生駒山東麓に位置する奈良時代の須恵器窯であるが,その製品は外見上陶邑古窯の製品ときわめて類似している。**

土師器では2群が抽出された。判別できたものではⅡ群土器が供膳形態の各器種ともに量的

** 「生駒市須恵器窯出土の土器」(奈文研年報 1973 p.51)

^{*} 沢田正昭「遺跡・遺物の保存科学(2)」(考古学 研究 第19巻第3号 1973 p.92)

にまさっている。土師器は須恵器ほどに粘土を選択しないという。その製作跡が発見されてい ないこともあり、製作場所を限定することは困難である。Ⅰ群、Ⅱ群土器は色調、胎土の差異 に加えて製作技法もこれに呼応している。つまり、この差異は製作地の相違によるものとかん がえられ、少なくともSD485に遺棄された土師器の大部分が2個以上の所生産地から供給され たものとする見方が成立するであろう。とくにⅡ群土器は、胎土、色調、製作技法などの諸 点において船橋遺跡の土器に共通する点が注目される。このことから、なお検討の必要がある が、ここではⅡ群土器を大阪府の河内地方でつくられたものとして提唱したい。

いずれにせよ、日常雑器に類するSD485の土器が複数の生産地から供給されたことだけは確 かなところである。その場合、東市・西市などから購入した可能性をまったくすべて消去する わけにはいかない。しかし、一方には右兵の墨書や箆書き土器(13・119)が存在しており、官司 を媒介にする供給が当然かんがえられよう。

E SD 650出土の土器

さきに平安時代初期の土器として,かつて平城宮の平城上皇時代の遺構にともなうSE311B, SE272B, SK234土器の報告をおこなった。* 今回報告するSD650A, SD650B土器は時期的 にそれらに後続するものである。

SE311Bからは土師器, 須恵器, 黒色土器, および少量の灰釉陶器, 緑釉陶器が出土してい SD650A土 る。 SD650 A からはそれらの土器や陶器のほかに、 中国製磁器と模型土器なども発見した。 SE311Bに比して出土量が圧倒的に多いことから、土器・陶器の量的な構成や、器種のあり方 についても両者の間で微妙に変化するところがある。また,土器や陶器にみられる形態,手法, 法量についてはも差異を識別することができる。

器とSE311

- 1 土師器 器種の構成ではSD650A土器の方が変化にとむが、基本的にはSE311B土器と変 わるところがない。調整手法では、杯B・蓋にみられる箆磨き手法が消滅あるいは衰退する。 SE311B土器の段階で、すでに粗雑になった器外面の箆磨き手法は、SD650A土器では高杯や 蓋の一部に施されるにすぎず、杯Bにはまったくない。杯A、ⅢAの調整手法としての¢手法 と e 手法との比率は、SE311B土器の場合では83:13と圧倒的に c 手法が多い。 これに対して SD650 A土器では77:23とe手法が増加する傾向にある。杯皿類の法量における杯Aの場合は, SE311B土器が口径19.4~12.3cm, 高さ4.3~3.1cmであったのに対し, SD650A土器では口 径17.8~12.4cm, 高さ3.9~2.4cmとなり, 小型化する傾向にある。 皿AではSE311B土器の口 径が20.9~12.0cm, 高さ3.0~2.0cmであるのに対し, SD650A土器では口径20.4~12.4cm, 高さ 2.7~1.3cm となり器高が低くなっている。 杯皿以外の器種に対する法量の比較はできな いが, 杯皿類についていえば, SE311B土器にあらわれる製品の矮小化と規格性の喪失という 傾向が,SD650A土器においてさらに促進されている。
- 2 須恵器 SE311B・SE272B土器では須恵器が少なく,厳密な比較をなしえないが,器形・ 手法ともに共通する要素が多い。「美濃」刻印須恵器や壺Kの例から、畿外の製品を混えてい るとおもわれるが、じゅうぶんな識別はなしえなかった。

^{* 『}平城宮報告IV』p.51

- 3 黒色土器 SE311B土器と基本的に変らない。ただ、杯類の外面調整に箆削りを用いずに 未調整のまま放置するものは、SE311B・SE272B土器にない。
- 4 施釉陶器 SE311B土器では、施釉陶器が少なく比較は困難である。緑釉陶器の杯では両者の間に顕著な差異を見出すことはできない。ただ、瓶Cは、SD650A土器の段階で出現するのであろう。さらに、須恵器の技法から脱皮した灰釉の精製品が大幅に進出するのはSD650A土器の段階である。

以上のように、SD650A土器とSE311B土器との比較には不備の点が多い。しかし大雑把にいえば、SD650A土器は基本的にはSE311B土器に共通する要素を保持しながら他方ではSE311B土器にない新しい要素を加味しているといえよう。

SD 650 A 土器と SD 650 B 土器 つぎに下層に位置する古いタイプのSD650A土器と上層に位置する新しいタイプのSD650B

土器との比較をおこなってみよう。

1 土師器 器種構成では大きく変化しない。しかし、SD650B土器では杯Bの大型品や高杯Aaが消滅している。 甕類の外面の調整手法では刷毛目を施さないものが出現し、増加する。杯A・皿Aでは、c手法とe手法の比が、SD650Aでは77:23であったのに対し、SD650Bでは55:45と e手法が著しく増大している。SD650Bでは従来c手法でのみ調整した杯Bに、e手法で調整するものがあらわれる。高杯ではb2手法のものがSD650Bで一般化する。法量では杯A・皿Aの場合、多少の差はあるが基木的に変化していない。しかし、SD650Aに内在する規

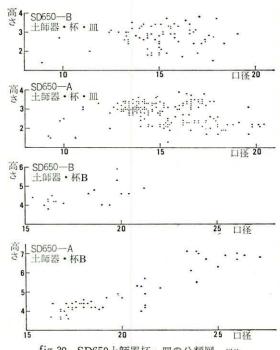


fig.30 SD650土師器杯・皿の分類図 単位cm

格性の喪失という傾向は一段と促進され,SD650Bでは杯と皿の間に明瞭な区別をなしえない。 とはいえSD650Aの杯Aでは,口径15cm(5寸),高さ1.5cm (0.5寸)を中心にこれより大きいもとの小さいものとにわかれる傾向はある。

- 2 須恵器 SD650Bにおいて杯,皿類が減少化傾向にある。とくに皿Aは,すでにSD650A 土器で減少化傾向を示しているが, SD650B ではほとんど消滅する状況である。 SD650Bでは,壺Eの体部が縦長になり口縁端部が上方に突出する。鉢Dの高台を付すものが消滅する。 このように須恵器の器種は少なくなり,形態も単純化の一途をたどる。
- 3 黒色土器 SD650A土器のなかで多数を占めた杯Aが、SD650B土器では減少し、相対的に杯Bが増加する。調整手法では、外面を調整しない手法が増加する。SD650A土器に存在した鉢Aが、SD650B土器ではなくなる。
- 4 灰釉陶器 量的に多い椀・皿類では、断面三角形の高台がSD650B土器で増大する。 施釉 法では刷毛塗りが減少し、釉薬のなかに直接器体を浸す方法が一般化する。それと同時に、三 叉トチンを用いて焼くものが少なくなり、器と器とを直接重ねて焼く方法のものが多くなる。

器種としてはSD650B土器に皿E,瓶C,瓶Bが加わる。 このような傾向は、灰釉陶器の量産 化が一段と進行した状況を示すものとして理解できよう。

5 緑釉陶器 SD650B土器では、新に杯F、皿E、盤、唾壺が加わり、平瓶、鉢F、壺A、 瓶 C がなくなる。 しかし、 製作技法の面では、 両者の間に 差異を見出すことが困難である。 以上のような、SD650A・B土器の相違は、SE311B土器とSD650A土器との差異よりも格 段に大きく, 時代様式の変遷を端的に理解することができる。

SD650土器・陶器の構成 奈良時代に比して多様化する土器,陶器が,実際に使用する場合, どのような用いられ方をしているかについては、興味のあるところである。しかし、道路の側 溝という遺構の性格上その復原はかならずしも容易でない。ここでは、量的な面から一応の推 測を試みてみることにする。

1 SD650A土器・陶器の場合 SD650Aでは土師器58.5%・須恵器24.8%・黒色土器12.7%・ 緑釉陶器2.0%・灰釉陶器1.7%の比率で出土した。緑釉陶器と灰釉陶器の占める割合はきわめ て小さく, 土師器・須恵器が食器の主流を占めている。土師器の増加, 須恵器の減少という傾 向は8世紀後半から存続し、それが一段と顕著な現象としてあらわれている。黒色土器は、土 須恵器の退 師器の系譜をひくとはいえ, 形態もあきらかに施釉陶器を指向するものがみとめられる。その ためか、日常生活に使用されているとはいえ土師器ほどの普遍性をもっていない。同様に、緑 釉陶器,灰釉陶器の使用はきわめて特殊であり,漆器や中国製磁器においてはなおさらであ る。ただ、注目すべきことは、灰釉陶器に比して緑釉陶器が多量であるということで、これが 後のSD650Bでは逆転する。

供膳形態では、土師器・黒色土器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器が、それぞれ81%、9.1% 4.6%, 3.8%, 1.5%を占める。 供膳形態では土師器が圧倒的多数を占め、 須恵器は一段と限 少する。貯蔵形態では須恵器,土師器,黒色土器,灰釉陶器が,それぞれ49.4%,36%,13% 1.7%を占め、須恵器の占める割合は依然として高い。 灰釉陶器はいずれも供膳形態に準じる 小型貯蔵形態であり、食事の場にあらわれない大型貯蔵形態は灰釉陶器・緑釉陶器の分担する ところではない。またここでは、貯蔵形態にふくめた土師器・黒色土器の甕が煮沸形態に属す ることからすれば、大型貯蔵形態の主役は依然として須恵器の分担するところであった。

2 SD650B土器・陶器の場合 SD650Bでは土師器, 須恵器, 黒色土器, 灰釉陶器, 緑釉陶 器が、それぞれ46.8%、27.2%、18.2%、5.3%、2.2%の比率で出土した。ここでは土師器が 大幅に後退し,黒色土器と灰釉陶器が進出している。この関係は形態の上でも顕著にあらわれ, 供膳形態では土師器, 黒色土器, 灰釉陶器, 緑釉陶器, 須恵器が, それぞれ60.7%, 25.6%, 5.8%, 4.1%, 3.7%となり, 土師器と黒色土器が供膳形態の基本になっている。 貯蔵形態では 須恵器の占める割合は依然として高く全体の51.2%を占めている。このように、SD650Bでは 土師器と須恵器の形態分化が一段と促進される反面、土師器に凋落のきざしがあらわれ、黒色 土器の占める比重が大きくなる点が注目される。また灰釉陶器と緑釉陶器との逆転は、上述の 灰釉陶の増 灰釉陶器量産化に対応するものとして理解することができよう。

以上のように、灰釉陶器の生産面に改良がみられる程度で、その他の製作技法の面ではきわ めて変化の乏しい土器,陶器類ではあるが,その使用の側面からすれば著しい変化を認めねば ならない。 すなわち、SD650B段階における土師器緑釉陶器の後退、黒色土器、 灰釉陶器の進

出は、つぎにくる瓦器と灰釉陶器の増大という時期を直前にひかえた過渡期的な様相ともいえよう。いずれにせよ土器、陶器類が多様化するSD650A・Bの時期においては、それらを使用する社会的階層によって、種類の選別がなされたとみるべきであろう。すなわち、それらのうちもっとも奢侈的なものは、磁器、漆器、緑釉陶器、灰釉陶器である。それらを合計しても全体の10%を越えるか越えないかの量にすぎないのであるが、それぞれで供膳形態や小型貯蔵形態をそろえることは可能である。とはいえ、灰釉陶器以外の陶磁器量はさらに僅少であり、使用者はきわめて限定される。陶器類における高級品の存在に比して、食器にともなう折敷、盆などの木製什器には質素である。つまり、木製品はいずれも白木づくりのものであり、漆塗の什器などは発見していないのである。このような点からすれば、そうした高級陶器は貴人の食器とするよりも、仏式や神事などに用いる祭祀の儀器であった可能性のほうが強いといえよう。

緑釉陶器と灰釉陶器とは、器種・形態の面で共通する部分が多い。たとえば、杯類では緑釉陶器が口径18.0~9.6cm、高さ5.8~2.4cmであるのに対して、灰釉陶器においては口径19.8~11.1cm、高さ6.3~3.0cmというように法量の面でも類似している。皿においても同じである。この状況と灰釉陶器が緑釉陶器を次第に凌駕するという傾向は期を一にするものであり、実用に際しては一段と優れる灰釉陶器が量産化を確立する段階になると緑釉陶器はその位置を灰釉陶器に譲ることになるのであろう。このような日本産の陶器の指向するところが中国産の磁器類にあったことは、少量ではあるが同時に発見した磁器類に対比すれば一目瞭然である。現在までの平城宮跡の発掘を通じて、中国産の陶磁器の発見はほとんど皆無に近い、それに対して、今回の中国産磁器の発見は破片とはいえ、決して少なくない。それらの磁器が越州窯などの華南地方の製品であることを考慮するならば、遺唐使のような政治的な交流によってもたらされたものではなく9世紀初頭から活潑化する民間貿易を目的とする唐船の来航によってもたらされたのであろう。

SD650出土土器類は9世紀の所産であり、A・B様式の区分は9世紀の前期と後期になる。 灰釉陶器と緑釉陶器の産地については、かつて高島忠平が報告したことがあり、基本的には彼 の報告と大きく変るところはない。* ただ、整理期間の関係で各地の古窯で出土した陶器類と の比較ができなかったため、あえてふれないことにした。

F木製品

SD485からは8世紀前半,SD650からは9世紀前半の木製品が出土した。この時期と性格をことにする2本の溝からは、ともに祭祀具や食膳具が多く発見され、そのほかSD650の下駄のごときも注目すべき遺物であった。木製品全体にわたる考察をここでなしえないが整理の過程で判明した二三の事柄についてふれることにする。

祭祀具の形態 祭祀具として概括したものには形状および使途の不明なものが多いが、大雑把にいえば、削掛け、人形、形代などが主要な遺物となる。ここでは、比較的まとまりのある削掛けと人形についての変遷をみることにしょう。

^{*} 高島忠平前掲論文p.79。ここで,SD650出土 土器と共通の形態をとる猿投窯の灰釉陶器と緑

釉陶器との間におよそ 100 年の落差が生じることを指摘した。

1 削掛け 削掛けは近年各地で発見されており、井戸、溝などから出土する場合が多い。しかしながらその意味、使用法などについて、ごく一部の例を除いていま明らかにすることはできない。しかし、SD485とSD650との間に存在する約100年間の時間差が、その形態にどのような変化をおよぼしたかという形式編年については、類推することが可能である。

すでにのべたように、削掛けは頭部付近の両側辺に おこなう切込みによって、 $A\sim E$ の5種類に分類でき る。削掛けAは圭頭の両側に切込みをいれないもので、

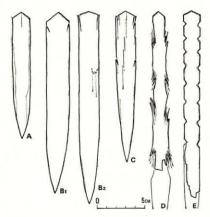


fig.31 削掛け型式分類図

削掛けの分 類

6AFB区からは出土していない。しかし、平城宮6AAI区に存在する。 $SD485 \cdot SE495$ からは削掛け $B \cdot C$ が出土し、他の種類を含んでいない。ただ、削掛けCは平城宮の同時期遺構から検出されていないので、SD485の例はその古い例に属することになる。SD650からは、削掛け $B \cdot D \cdot E$ が出土している。

藤原宮および、平城京の初期遺構からは削掛けB・Cが出土し、この形態が7世紀後半にまで遡ることになる。削掛けB・CがD・Eへと変化するのであるが、SD485の削掛け B_1 では両側に各1回の切込みをいれるにすぎないが、SD650の削掛け B_2 では同1個所に4~5回と切込みの数を増加する。それがさらに正反逆に2回繰返したものが削掛け Dとなるのであろう。その変化は切込みの単純なものから、繁縟なものへの変化であり、さらに発達したものが民俗例にみられる「削り花」などへ移行するのであろう。削掛け E は両側の切込みの数からすれば、削掛け D と関係するかもしれないが、形態からすれば全く別系統にかんがえるべきであろう。しかし、いまのところ、その原形らしきものを摘出することはできない。平城宮の出土例からすれば、削掛け E は奈良時代後半に出現し、削掛け E ない。平城宮の出土例からすれば、削掛け E は奈良時代後半に出現し、削掛け E ない。平城宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本城宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本城宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本城宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、削掛け E ない。本域宮の出土のからずれば、利用などの出現によって、削掛け E ない。本域宮のような単純な形が消滅するという状況はみられず、新日2形式は依然として平行して存在するのである。

2 人 形 現在, 奈良時代から平安時代にかけての人形の形態的な変化を適確に明示することはできないが, 大雑把な変遷を見通すことは可能である。

SD485における人形には2形態ある。人形Aは短冊形の板を加工して人の正面の全身像をあらわす。首部は両側辺から三角形の切欠きをいれてあらわし、頭部を三角形にするもののほか、円頭にするものがある。顔の表現は個体によってことなるが、目・鼻・口・眉を墨で描く。首と足の表現を主とし、手は両側辺からの切込みによって表現し、なかにはこの手を両端から

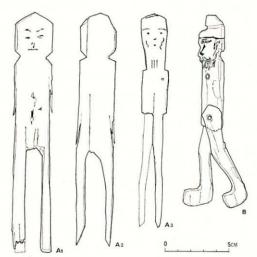


fig.32 人形型式分類図

人形の分類

切落して胴部を誇張するものがある。足の表現によって人形A₁・A₂に区別できる。人形A₁は 板の下端の2個所から切込みをいれ、中央部分を折り取って両脚をつくるもので、股は逆U字 形を呈する。長さ19cm内外の大型のものである。 人形A2は下端の2個所から内側に向う斜め の切込みをいれ、逆V字形の股につくる。この場合、腿部や脛部を区別するものもあるが、足 は細い三角形を呈する。長さ10cm内外の小型である。人形Bは組合せ人形と称したもので,人 の側面形を表現する。頭部から胴部にかけての部分,手部,脚部の3部分からなるが,SD485 から脚部が発見されていることから、その存在をしる。平城宮 6AAI区の例によれば、その表 現は人形Aに比して写実的で、とくに頭部側面形は入念に刻している。SD650には人形Aと人 形Bとがある。人形Aとしては A_1 がなく、 $A_2 \cdot A_3$ があるが、多くはSD485に存在しない人 形A3 である。人形A3 は脚部の加工では人形A2 と変らないが、首の切込みの上方が大きく, 倒卵形の顔面を呈する。頭頂は三角形を呈するもののほかに, 平頂をなすものがある。また, 手をつくらずに胴を誇張したものがある。長さ17cm内外の小型のものから33cm以上の大型品 まであるが、つくり方は基本的に変らない。また、腹部に「人」字を墨書し、人形であること を強調するものがある。墨描きによる顔面の表現には、簡単なものと、口髭や顎髭を描く写実 的なものがある。人形Cは大型の板に人面を描くものでSD650から出土した。破片のため全形 をうかがえないが顔面の表情は豊かである。奈良時代における同じ形態のものはしられない。 しかし小型であるが、頭部の輪郭を帽子をふくめて写実的に切りぬき、正面形や側面形の人形 があり, SD650の祖形に相当するのであろう。

人形の大型 化 平城宮の人形をふくめて一般的にいえば、時期が下るにしたがって大型化し、顔の表現が写実的になる。人形Aは単体で存在するのではなく、数枚あるいは十数枚を単位にして用いた場合が多いようである。また、多くの場合は性別が判然としないが、髭や髪形によって性別がわかる場合はすべて男性であることが注目されよう。他方、首部の表現に対して身部の表現が粗雑なことから、使用に際しては紙や布の衣を被せた可能性がある。人形B・Cは個々の形態差が大きいことから、単体で用いた可能性がつよい。その場合、土馬とか刀子、琴などの形代類と組合せて用いるのであろう。

曲物容器 SD485から32点, SD650から206点の曲物容器が出土した。 それらの大半は破損しており,全形をうかがえるものはきわめて少ない。 そうしたことから,ここでは両溝の曲物容器を一括して扱い,それぞれの特色についてふれることにする。

SD485の曲物容器は,直径で3cmの間隔をおいて $I\sim V$ の5 種類にわかれ,SD650の曲物容器は,直径で2cmの間隔をおいて $I\sim V$ 008 種類に分類した。両者を通じて直径 $13.5\sim 16.5$ cm前後の曲物容器が最も多く,全体の70%に近い。 蓋の出土例は少なく,身の15%程度である。おそらく曲物容器の大多数が蓋を被せずに用いたことによるのであろう。この状況は平域宮SK820の場合でもみとめられた。側板の多くは遊離して破損しており,直径と高さとの関係について分類することはできなかった。つぎに,製作技法についてふれよう。側板は主としてヒノキの薄板でつくる。木取りは柾目と板目とが相半ばしている。側板の表裏の削りは入念で,剝板を鉇などで削ったものであろうが,その刃痕をほとんどとどめていない。その厚さが均一であることもいうまでもない。小型の側板や蓋の側板には施していないものがあるが,中型以上ではその内面に刻み目(けびき)をいれる。これは「曲物」に曲げるためであり,垂直方

曲物の分類

向ないしは斜め方向の刻み目を, 厚さの約½程の深さに まで切込む。側板を縫合する樺皮ぬいには,桜皮を用い, 種々の方法がみられるが,現状では明確に分類できない。 底板は主としてヒノキである。板目のものと柾目のもの とがある。SD485の底板では、I~Ⅲに属する直径18.5 cm以上の大型の場合はすべて板目取りであり、 IVに属 する直径 15.0~17.5cm のものはすべて柾目取りという 区別がある。Vに属する小型底板では板目・柾目が共に 存在する。 SD650の底板でも I~IVに分類した 19cm以 上の大型底板は板目取りが圧倒的に多く, V~VIIの底板 では柾目木取りが多い。Ⅷの小型底板では板目・柾目木 取りが相半ばする。このようなことから,大型品では板 目,中型品では柾目,小型品では板目と柾目の混用とい う原則をしる。底板の円周をきめる方法は, 民俗例によ ると2つの方法がある。その1は、型板をあて、外周に 添って刻線をつける。2は曲げおわった側板を底板にあ て、内径に添って刻線をいれる。SD650の底板にとどめる 円形の刻線がそのいずれに属するかあきらかでない。し かし、1例ではあるが、側板の重なる部分とおもわれる 刻線の段をとどめるものがあり,後者の手法で円周を決 めた可能性がつよい。底板と側板との固定は木釘でおこ なう。木釘の数は4~6本の例が多く,4本程度が一般 的である。木釘を打つ際,一層強固にするため,一条の 剝板を側板の基部にめぐらして固定するものがある。蓋 板も主としてヒノキでつくる。SD485では, Iに属する 大型蓋板に板目を用い, IVには板目・柾目木取りが混在 し, Vでは柾目木取りであった。 SD650 でもほぼ同じ 傾向を示す。他方,平城宮SK820では蓋板のすべてに板 目板を用い,底板にはすべて柾目板を用いる現象がある が, それは内裏に供するためにとくに精製品を選んだた めであり, SD485 · SD650の場合が一般的であろう。蓋 板は A · Bの 2 種類に分類した。 SD485 には 2 種を混 在するが、SD650では蓋板Bに限る。蓋板Aはその周縁 に側板をたてる凹線を刻み, 樺皮と木釘で側板を固定す る。この技法は藤原宮や平城宮の7世紀末から8世紀前 半のかけての遺物にある。蓋板Bは凹線を刻まず直接側 板を樺皮でとじるものであり、8世紀後半から9世紀の 例はほとんどこれに属する。

1 SD485出土曲物

底	板(直径)			
	寸 法	数	(%)	板目(%)
I	25cm前後以上	3	(11)	3(100)
\mathbf{II}	22c m 前後	3	(11)	3(100)
Ш	19cm "	3	(11)	3(100)
IV	16cm "	14	(52)	0(0)
V	14cm前後以下	4	(15)	2(50)
蓋	板 (内径)			
Ι	25.5cm以上	2	(40)	2(100)
II	22.5cm前後	0	(0)	
Ш	19.5cm "	0	(0)	
IV	16.5cm "	2	(40)	1(50)
V	14.5cm前後以下	1	(20)	0(0)

2 SD650出土曲物

底	板(直径)			
Ι	26cm前後以上	9	(5)	9(100)
П	24cm前後 ·	5	(3)	(不明1) 4(100)
Ш	22cm "	4	(2)	3(75)
IV	20cm "	10	(6)	9(90)
V	18cm "	13	(7)	4(31)
VI	16cm "	74	(41)	(不明1) 10(14)
VII	14cm "	48	(27)	(不明6) 15(36)
VIII	12cm前後以下	16	(9)	(不明1) 7(47)
不明		4		
蓋	板 (内径)			
I	26cm前後以上	3	(13)	3(100)
\mathbf{II}	24.5cm前後	0	(0)	
Ш	22.5cm "	0	(0)	
IV	20.5cm "	3	(13)	0(0)
V	18.5cm "	1	(4)	1(100)
VI	16.5cm "	2	(9)	2(100)
VII	14.5cm "	11	(48)	5(45)
不明	12.5cm前後以下	3	(13)	0(0)

3 SK820出土曲物

	曲物底板		曲物蓋板		
	数(%)	扳目(%)	数(%)	反目(%)	
I	0(0)		2(29)	2(100)	
\mathbf{II}	0(0)		0(0)		
Ш	4(21)	0 (0)	4(57)	4(100)	
IV	11(58)	0 (0)	1(14)	1(100)	
V	4(21)	0 (0)	0(0)		

Tab.14 曲物容器分類表

SD650の下駄 鼻緒孔のうち前壺の位置によって、下駄Aと下駄Bにわかつことができる。下駄Aは前壺を左右のいずれかに偏して穿ち、左履き右履きを区別して製作したものである。下駄Bは前壺を台の中心に穿ち、履き方の左右を区別しないものである。下駄Aは古墳時代以来の形態であるが、SD650での出土例は少なく鼻緒孔位置のわかるもの30例のうち5例にすぎない。下駄Bは8世紀にあらわれはじめる新しい形態であり、SD650では出土例が多く下駄Aを凌駕する傾向にある。平面形は個々によってかなりことなるが、全体に細長い平面形を呈し、四隅をまるく落し、前縁付近を広く、後部を狭くつくる。歯は多くの場合磨滅しているが、残存するものでは高く、下端部で左右に張り出している。このような状況は古い時代の下駄にみられない新しい傾向といえよう。下駄の高さが高いとはいえ、いずれも連歯下駄であり、台と歯を別にする差歯の下駄はない。さきに全長によってI~Vの5段階に分類した。この分類に

したがって鼻緒孔から鼻緒の長さをみると, いうまでもなく大

(分類) (番号) (全長)(後孔幅)(前臺~後孔の長) BI 619 24.3 6.2 10.2 616 23.4 5.5 AII 12.6 618 23.0 6.7 12.2 BII 600 21.0 5.4 11.7 601 22.2 4.0 8.6 602 21.2 6.4 10.8 603 21.8 5.8 9.8 604 22.0 6.3 9.9 605 22.1 6.1 11.1 606 22.6 5.9 11.1 607 22.0 7.2 11.8 608 22.7 5.5 10.5 609 22.7 6.5 10.5 610 22.8 5.8 11.3 611 22.8 7.2 9.9 9.0 612 21.8 5.5 613 22.5 6.2 10.0 614 22.0 5.6 10.5 615 22.0 6.4 10.4 617 23.7 5.6 11.4 629 22.5 6.1 12.3 AIII 597 19.5 5.3 8.7 599 19.8 5.6 10.8 BIII 596 18.7 6.3 8.1 10.9 598 19.8 4.3 AW 594 16.9 5.0 7.6 595 17.5 4.2 8.3 BIV BV 591 12.0 3.0 5.2 592 13.0 4.1 6.7 6.0 622 13.5 4.5 进付cm

型で長く小型で短い。6世紀の川原寺下層遺構から出土した例 Tab.15 下駄の分類と鼻緒孔

では前壺と後孔との長さが後孔の幅とほぼ等しかった。SD650の例では後孔の幅が前壺と後孔 との長さのおよそ½におさまり、鼻緒が長くなっている。このような傾向は8世紀の平城宮出 土の諸例にもみられるところである(Tab.15)。

F金属器

SD650出土の金属器は多くない。それらはいずれも廃品であり、銅滓・砥石などを伴出していることから、鋳造や鍛冶をおこなった工房の遺物である可能性がつよい。そのような廃品のなかで、比較的まとまりのあるのが帯金具であり、同時に出土した石銙をもふくめて、銙帯に関する若干の検討を試みてみることにする。

帯金具 奈良時代の官人が用いた腰帯の制度をまずみてみよう。「衣服令」によれば、腰帯は金銀装と鳥油装とにわかれ、前者は文官五位以上、武官の衛門督と佐、兵衛督が締める。後者腰帯の制は文官六位以下、武官の尉・志、兵衛、主帥が締めるという。また無位官人は鳥油腰帯であった。2種の腰帯はいずれも金属製の銙を革帯にとりつけたいわゆる銙帯であり、* 前者は銙に金銀を鍍金し、後者は銙に黒漆を塗ったものとされている。このような銙帯の開始については、『扶桑略記』慶雲4年(707)の条に「天下始用革帯」とあるのが初見である。大宝令では「綺帯」、すなわち組紐の帯であったが、このときに服制を唐風に改めて鉸と銙を装着する革帯を採用したのであろう。その後、官人の腰帯は一貫して銙帯であったが、延暦15年(796)に

一鳥油腰帯,衛士一白布帯。礼服:王・親王~ 五位一条帯,衛府督·佐·兵衛督一金銀装腰帯。 制服:無位一鳥油腰帯。

^{* 「}衣服令」ではつぎのように規定する。朝服 : 王・親王一金銀装腰帯,諸臣一位~五位一金 銀装腰帯,諸臣六位~初位一鳥油腰帯,衛府督・ 佐・兵衛督一金銀装腰帯,尉・志・兵衛・主帥

なって変化を生じる。『日本後紀』延暦15年12月条, および弘仁1年(810)9月条には, この 間の経緯がのべられている。* それによると,延暦15年には銅銙を廃して石銙にかえるが,大 同2年(807)になって再び銅銙にもどし、弘仁1年にまた石銙(雑石腰帯)に変更する。 この流動 的な改廃の理由としては、平城上皇の復古政策の一環として大同2年の変更があり、それが嵯 峨天皇によってまた旧に復したとみるのが至当であろう。ともかく、制度上では延暦15年から 弘仁1年の間に銅銙から石銙に変化したのである。ただ『日本紀略』延暦4年 (795) の「聴参 議以上着白玉帯」や、『日本後紀』延暦18年 (799) の「勅, 玳瑁帯者先聴三位以上著用, 自今 以後五位得同著」などの記事からすれば、延暦以前から高官貴族の間では、玉や玳瑁で飾る腰 帯が流布していた可能性がある。延暦年間における玉石帯への変更は、そうした一般の流行を 追認することにあったとみられる。

さて、今回発見した銅銙には金銀の鍍金をほどこしたものはなく、漆膜をとどめるものが存 在するから、6位以下の官人が用いた鳥油腰帯の銙とみてよい。鳥油腰帯の伝世品は正倉院に 鳥油腰帯 ある。また、各地の古墳などから一帯分の銙鉸が発見されており、それらによると、鉸具と鉈 尾の間には丸鞆1,巡方2,丸鞆6,巡方2,丸鞆1の順序で銙を配列する。各銙には鋲足が あり、同形の裏金具を帯裏で鋲留にする。1帯に用いる銙の大きさは、均一に揃えている。

銙の数 このように奈良時代の銅銙帯および平安時代の石銙帯の銙の数は従来から銙具と鉈尾 の間に12銙を想定している。ただ,正倉院銅銙帯**のうちにも丸鞆7,巡方4の11銙の例もあ り,大阪府・道明寺天満宮蔵の銀製銙帯は長方形銙14が備わり,もっとも銙数が多い。出土品 の場合は鉸具、鉈尾および12銙を持つ完帯は山口県・見島例*** に限られる。宮城県・猿飛来 古墳****では鉸具を含む丸鞆7,巡方3が革帯に装着されていたかの状況であった。ただし, この場合には鉈尾を欠く、他の出土例ではさらに不完全であってこれから決定することはでき ない。したがって正倉院の銅銙帯をもとに銙を通例とする考えに従いたいが,唐制では銙の形質

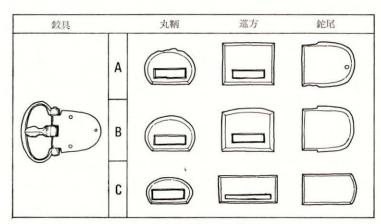


fig.33 带金具型式分類図

帯銙七」といい,位階に準 官人の鳥油腰帯と同じである。(『正倉院図録』 第7輯) *** 山口県教育委員会『見島綜合学術調査報告』

とともに銙の数が官位に

よっていることが注意さ れなければならない。す

なわち, 『唐書』 車服志 には「…三品金玉帯銙十

三 四品金带銙十一 五 品金带銙十 六品七品銀 带銙九 八品九品鍮石带

銙八 流外官及庶人銅鉄

1964

^{****} 栗駒町教育委員会『宮城県栗駒町鳥矢崎古 墳調査概報』1972, p.5 この例では金鎏金の痕 跡があり, 同様の例は三重県鳥羽市荒島賛遺跡 からも出土している。

[『]日本後紀』延暦15年12月辛酉条, 「禁銙帯 以支鋳銭也」『日本後紀』 弘仁1年9月乙丑条 「又去大同二年八月十九日下弾正台例言, 雑石 腰带。画飾太刀…等一切禁断者, 臣等商量 雜 石易得, 造壳多人, 至于著用, 亦復難損。銅銙 具者, 以漆塗成, 動易剝落, 今難易各異。価直 是同,為弊一也。…悉聴用之」

^{**} 正倉院の銅銙帯のうち2帯の鉸具に「東大寺」 の刻銘がある。舞楽用の装束だが、 黒漆塗りで

じて銙数が13から7までに至る。唐制を採用した奈良時代の銙帯について文献で銙数を規定したものはなく、限られた伝世品や出土品からのみ決定するには難点がある。

垂飾について、銅跨および石跨には下方に長方形の孔がある。すべての跨にはないが、この方孔は本来は腰飾・佩飾を垂下するためのものである。佩飾については『唐書』車服志に、「…初職事官三品以上 賜金装刀礪石 一品以下則有手巾・算袋・佩刀・礪石 至睿宗時罷佩刀礪石而武官五品以上佩軲韘七事 佩刀・刀子・石契・苾眞・噦厥・針筒・火石是也」とあり、五品以上に軲韘即ち垂飾を佩用することを記す。この他に、西域胡服図にみると同じ小革帯を跨の下方に垂下するともあった。* また正倉院の小合子・牙小尺・玉・魚形・刀子などがこの 軲韘に類するものである。

銅銙帯と垂飾との関係についてみると、正倉院革帯の4帯のうち「東大寺」銘の1帯には丸 鞆・巡方のすべてに長方形孔があるが、うち2銙では裏金具には長方形孔はなく、帯にも孔は ない。他の革帯も同様に裏金具に孔のないものがあり、裏金具の長方形孔と垂飾とは直接関連 しない面がある。出土例でも鋲留されたままの表裏金具があるが、長方形孔のない裏金具と対 になる場合も多い。山口県・見島の場合、12の銙のうち裏金具に長方形孔をもつものは丸鞆2、

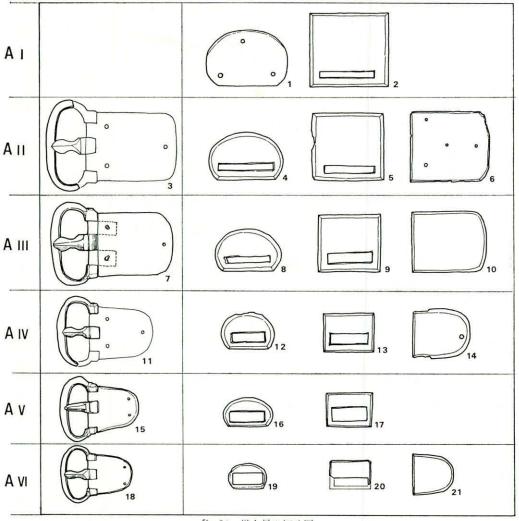


fig.34 帯金具A細分図

縮尺 1:2

けるものがある。同様の例は永秦公主墓,章洞 墓, 懿徳太子墓など唐代壁画にみられる。

^{*} 新疆省ベゼリックス壁画の人物像に、方形も しくは円形の小銙をつけそれに数条の垂飾をつ

巡方2である。宮城県・猿飛来古墳では10銙すべてが裏金具に長方形孔を欠く。このように銅 **鈴帯ではすべての表金具に長方形孔があるが、裏金具に長方形孔のないものが多い。おそらく** 垂飾を垂下した場合もすべての銙に伴うものでなく, また, 型式的なものであったとみられる。 石銙の場合にはあきらかにこの長方形孔が省略された例が出現する。後述するように, 鋲留め とする鎔では長方形孔をもたないものが少数ある。宮城県・多賀城出土丸鞆*がこれであり、 正倉院紺玉帯も長方形孔が省略されたものである。さらに潜り穴で革帯に綴じつける石銙では むしろ長方形孔のない場合が多く, 次第に省略, 退化していく様子がうかがわれる。

つぎに「衣服令」などでは、金銀装腰帯と鳥油腰帯とを区別するにとどまり、その形質や寸 法について記していない。** しかし、遺物では大小の違いが厳然として存在しており、それが 位階などに応じて規格された可能性が強い。

銅銙の分類 6AFB発見の帯金具を中心にして平城宮出土例をもふくめて, 革帯を構成すると 銅銙分類 ころの鉸具,巡方,丸鞆,蛇尾は形状に応じて以下のように分類することができる。

鉸具a:C字形の外枠をもち,基部に軸孔をあけて軸棒と刺金をつける。一般的にみられるも ので, SD650(2)がこれにあたる。

鉸具b:外枠と軸とを一体につくるもの。 鉸具aに比して古式をとどめる。 SD650(1)である が,三重県・高向C遺跡からも一例出土している。***

巡方a: 方形に近い横長の巡方である。出土例の多くはこれに属する。SD650(12, 14, 15~18)。

巡方 b: 巡方の上辺が弧形を呈するもので、いわば山形とも称せられるもの。SD650(13・15) がそれであり、平城宮6AAI区でも出土している。しかし、類例は少ない。

巡方c:長方形を呈する横長のもの。縦横の比が1:2となる。平城宮6AAI区で出土したが, 類例は少ない。

丸 鞆:いずれも楕円形の下辺を直截した形状をとる。 縦幅の広いもの(a)と横幅の広いもの (c)との別があるようであるが、 巡方のように明瞭な差異を見出すことはできない。

鉈尾 a: 平面形を半楕円形につくり,直線の方を基部とし弧線の方を先端にする。

鉈尾c:長方形の先端を弧形につくる横長のもの。平城宮6AAI区から出土している。

つぎに、それぞれの形をとる銙の組合せの問題がある。巡方にあらわれる形状の差異によっ て、つぎのようなA~Cの3種類の銅銙帯を想定することができよう。

銅鎊帯A: 鉸具b+巡方a+丸鞆(a)+ 鉈尾a

銅銙帯B:鉸具b+巡方b+丸鞆(a)+ 鉈尾a

銅跨帯C:鉸具b+巡方c+丸鞆(c)+ 鉈尾c

3種類の各銙帯は, 銙の縦と横幅によって細分できる。 銅銙帯AI 帯幅が 3.9cm 以上のものである。 平城宮

	巡方		丸	. 4	鞆	
	縦	横		縦	横	
A- I	3.9	4.2	(1)	2.9	4.2	(1)
A-II	3.3	3.7	(5)	2.5	3.7	(6)
A-III	2.8	3.2	(6)	2.3	3.2	(4)
A-IV	2.3	2.7	(9)	1.9	2.7	(5)
A-V	2.0	2.4	(5)	1.6	2.6	(10)
A-VI	1.7	2.2	(5)	1.4	2.2	(5)

Tab.16 巡方·丸鞆分類表()內は個数

銅銙帯Aの 6段階

6AAF区からは巡方が出土している。丸鞆の表金具はな いが SD650の裏金具(7) によって存在を想定することが

できる。これに相当する鉸具と鉈尾の出土例はまだない。

* 帝室博物館『天平地宝』1937

それ以上のことはわからない。

单位cm

^{** 『}延喜式』内匠寮に馬脳腰帯料として「銙具 石一顆方四寸」の記載があり、方4寸のメノウ から数個の銙をとったことがうかがわれるが,

^{***} 三重県教育委員会『南勢バイパス埋蔵文化財 調查報告』1973 p.60

銅銙帯AⅡ 帯幅が3.3cm以上のもの。 SD650においては巡方 (12) のみが出土しているが、平城宮6AAI区から鉸具の破片と丸鞆が、6AAG区から鉈尾の裏金具が出土している。

銅銙帯AⅢ 帯幅が2.8cm以上のものである。 この例は比較的多く, SD650には丸鞆8, 9 があり, 山口県・見島からは鉸具・猪目金具を含めた好例が出土している。この例では鉈尾の縦幅は巡方の縦幅よりも4 mm大きい。正倉院の革帯でも,同様に鉈尾の縦幅は革帯幅に等しい。 すなわち鉈尾の縦幅を示しているとみてよい。

銅銙帯AIV 帯幅が2.3cm以上のものである。 巡方, 丸鞆ともに裏面が窪まない板状の表金具があり, 鉈尾にも横幅の長いものがある。SD650(3)。

銅銙帯AV 帯幅が2.0cm以上のものである。巡方,丸鞆ともに表金具は板状につくっている。 SD650 ($4\cdot11\cdot17$)。 これに該当する鉈尾の発見はまだない。

銅銙帯AVI 帯幅が 1.7cm 以上でもっとも小さなものである。 鉈尾をのぞくすべてを板状に つくっている。 SD650 (5・6・14・18・20・21)。

以上銅銙帯Aは6段階にわかれるが、他の2種については、銅銙帯Bの3段階、銅銙帯Cの1段階を確認するにすぎない。銅銙帯Bの大きさは、銅銙帯AのIV・V・VIに準じている。銅銙帯BIVはSD650から出土した13・15であり、長野県・福島遺跡から裏金具が出土している。* 銅銙帯BVとしては、裏面が凹面をなす厚手精製品が平城宮6AAI区から出土している。鍋銙帯BVは、表金具を板状につくった巡方が長野県・姥塚古墳から出土している。** 銅銙帯CではAVI帯に相当する帯幅をもち、平城宮6AAI区からは裏面が凹面をなす厚手の精製品が出土している。この銅銙帯B・C帯の現在発見されていない大きさのものについては、いまのところ銅銙帯Aに準じて存在するものとかんがえたい。

鋼銙の寸法 Tab.16は比較的例数の多い銅銙帯Aにおける巡方と丸鞆の寸法を表示したものである。これによると,巡方の縦幅,横幅,丸鞆の横幅が, $I \sim IV \cdot VI$ の間では各 $5 \sim 4$ mmずつ減少し,IVと Vの間では3 mm減少していることがわかる。このような,大小の違いはどのようにして生じたのであろうか。もっとも大型の銅銙帯AIの巡方は縦3.9cm,横4.2cmの大きさであり,0.9:1 の比率を呈している。これを天平尺に換算すると,横幅の4.2cmは1寸5分に近く(1.5寸×2.94 cm=4.410cm),縦幅の3.9cmは1寸3分5厘(1.35寸×2.94cm=3.969cm)に近い。つまり,横幅から 1割を減じた数値を縦幅にしたものである。また,AIには出土していないが,AIIIなどの例から予測される蛇尾の縦幅は巡方縦幅よりも 4 mm程大きい数値すなわち巡方横幅と等しいものとみられる。 つまり銅銙帯の最大帯AIの帯幅は1寸5分であったとみられる。 さらに銅銙帯AI \sim AIV0名段階の減少数値である $4 \sim 5$ mmは1分5厘 $(0.15 \times 2.94$ cm=0.441cm)ということになる。 つまり,銅銙にはおよそ1寸5分を基準とする格差が存在することになる(fig.35)。**官位の比定** 鳥油腰帯に6段階の規格があることが判明した。この規格が,帯を締める官人の位階に相当するとするならば,銅銙帯AI=6位,銅銙帯AI=7位,銅銙帯AI=8位,銅銙帯AI=80,銅銙帯AI=80。

令では朝服色・袋などは正従上下階を一括して位ごとに定め、4階の細分は緒と結に限っている。したがって、令の規定にしたがえば、初位は1に扱うべきで2分するのは不当ということ

^{*} 国士館大学文学部考古学研究室『長野県伊那市福島遺跡(資料編)』1968, p.55

^{**} 藤森栄一「信濃諏訪地方古墳の地域的研究」 (考古学 第10巻1号, 1939 p.45),

になる。このことから銅銙帯については、2通りの解釈をのべ、将来の問題としたい。第1の 解釈は、銅銙帯AVが他とことなり中間的な大きさであることから、 銅銙帯AⅣに付随してつ くられたものとかんがえる。この場合,大初位と小初位の銙帯は銅銙帯AIVということになる。 第2は、銅銙帯AVの丸鞆が明瞭に区分できないことから、製作上の誤差範囲内にふくめる場 合である。したがって、銅銙帯AVというのは実在しなくなる。

銅銙帯A・B・C 巡方にみられる種類の形態の違いからそれぞれの銙帯の存在を想定した。 銅銙帯Aは前述したようにもっとも遺例が多く一般的なものである。銅銙帯Bは銅銙帯Aに似 るが少数である。銅銙帯Cに至ってはさらに少ない。衣服令によると鳥油腰帯を着用する範囲 **衣服令** は文官6位以下無位まで,武官の尉以下主帥までである。つまり,文官と武官の2用があるの であるが、両者の銙帯の形態に差異があったか否かについては不明である。しかし、文官の銙 帯は位階で規定し、武官は官職で規定する。さらに武官は朝会に臨んで錦裲襠・赤脛巾・弓箭 (尉・志) や挂甲・槍・紺襖 (兵衛), 挂甲・弓箭・縹襖(主帥) など文官とは装束をことにする。 それらのことからすれば、銙帯についても文官とことなることが推測できる。このようなこと から、銅銙帯Aをその遺例の多い点で文官銙帯、銅銙帯Bを武官銙帯に比定することができよ う。銅銙帯 C については、いまのところ不明な部分が多く、その着用階層を想定することがで きない。後述するところのように、非公式の銙帯ともかんがえられようが、奈良時代に公式帯 と私帯とを両用した史料はない。

銅銙帯の製作 以上のように、衣服令に定める官人腰帯のうち6位以下の銅銙帯についてその

分類及び官位比定を試みた。まだ完全ではないが大要としては官位に準じた一定規格の銙帯が 用いられたとみてあやまりはなかろう。同時に銙帯の性格からみて, 銙帯の製作・管理につい ては官の統轄のもとにあったことがあきらかであり、官人の任用、授位を所掌した式部省がこ 式部省 れにあたったものと考えられる。また製作に関しても官の工房での一括生産が推測されるとこ ろである。平城宮第32次調査6AAI区で宮東南隅大垣外方の東一坊大路側溝,およびこれに流入 する宮内の溝から多量の木簡,木製品と銭貨・鉱滓などの金属製品が出土した。このなかに多 数の銅銙帯の破損品があった。これにつづく第32次補足調査では、宮東南隅大垣に接して規模 の大きな炉の遺構がみつかっている。出土木簡に式部省に関連する木簡が多いことから, 近傍 に式部省を想定することもあながち見当ちがいではなかろう。とすれば、6AAI区出土の銅製銙 は式部省によって回収された破損品の一部であった可能性もある。官人に授与された銅銙帯は 一方で、地方官衙、墳墓、住居址、祭祀関係の遺跡から出土する。個々の遺跡名およびその分 析についてはここでは省略するが、その内訳は地方官衙2、古墳12、火葬墓1、住居址6、祭 祀遺跡 2 , その他 3 の26例あまりがあり, 今後も増加の傾向がある。これらの多くは完帯には ならないものであるが、被葬者及び、居住者が直接間接に中央官衙ないし地方官衙に関係した

石銙帯 石銙帯とは銅銙にかえて石銙を装着した銙帯のことである。石銙帯には玉石帯,瑪瑙 帯のような五位以上のものと、6位以下の雑石腰帯の別がある。6位以下の銙帯については、 『延喜式』弾正台の条に「鳥犀帯」がみえ、上引の『日本後紀』弘仁1年9月条に「雑石腰帯」 がある。SD650出土した石銙は石質からみて、すべて「雑石腰帯」に属するのであろう。この ような石銙帯については、他遺跡の例をふくめて装着方法によって2区分することができる。

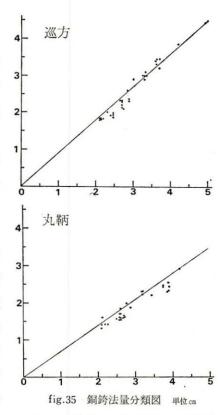
ことを示す遺物であり, 将来この面での研究が必要であろう。

ただ,石銙の形態は銅銙帯Aに相当し,銅銙帯B・C に対応するものはない。また鉸具は銅製品である。

石銙の分類 石銙帯 a 各石銙の四隅ないしは三方に裏面にまで貫通する丸孔を穿つ。これは革帯に銙を鋲で留る孔であり、さらに銙の下方に長方形孔 2を穿つ。

石銙帯 b 各石銙の裏面の四隅ないしは三方に2孔を 1対とする潜り孔をあけ、革帯に銅細金を 用いて綴じつけるものであり,多くの場合, 下方の長方形孔が省略されている。

さて、石銙帯 a は銅銙帯と同じような鋲留に準じて おり、石銙帯 b はその簡略されたものであろう。石銙 帯 a は例が少なく、SD650出土例のほかには、正倉院 の紺玉帯、京都府・西野山古墳、* 宮城県・多賀城、山 口県・見島遺跡の4 例に限られる。正倉院と西野山古 墳の場合は玉銙帯であり、石銙帯は見島遺跡のもので ある。それに対し、石銙帯 b は石銙帯のほとんどを占



めており、石銙帯 a が石銙帯 b に先行する疑いが強い。つまり、石銙帯 a の装着方法は延暦15年 (796) の銅銙帯廃止以前における玉帯の装着法にもとずくものと解せられるからである。このことからすれば、796年から 807年におこなわれたものが石銙帯 a であり、810年の復活したものが石銙帯 b である可能性が強い。

石銙帯 b I : 帯幅が4 cm のもので、巡方の場合には縦横の比が0.9: 1 となり、正方形に近い。 $SD650(1\cdot 2)$ がこれに相当する。

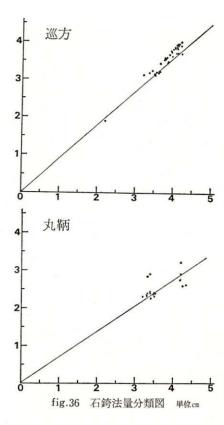
石銙帯 b II: 帯幅が3.3cmのものである。SD650(3)がこれに相当する。

石銙帯 b IV: 帯幅が1.9cmのものである。いまのところ平城宮6AB0区から巡方のみが発見されているが丸鞆, 鉈尾は発見されていない。

なお、石銙帯 a , b の鉈尾では, 1 : 横幅の狭いもの(縦横比, 1 : 0.7 前後), 2 : ほぼ正方形に近いもの(縦横比, 1 : 1.1 前後), 3 : 横幅の広いもの(縦横比, 1 : 2 前後)の 3 種類に区別できる。それらはいずれも上述の帯幅には対応しているが, 3 種の意味についていまのところ解釈の方策をもっていない。ともかく,以上のような規格性を見出しうることから銅銙帯のように位階による区分の存在がかんがえられるが,いまのところ各位階に比定するには手掛りを見出していない状況である。

796年以降,玉銙帯,石銙帯は広範におこなわれ,変化をたどることになる。上級官人は玉銙

^{*} 梅原末治「山科村西野山ノ墳墓ト其ノ発見ノ遺物」(『京都府史蹟調査会報告第2冊』1919)



のほかに、角(斑犀帯)、瑪瑙・玳瑁・瑠璃の銙など珍 貴な材を求める風が強く、* その影響をうけて下級官 人も角(烏犀帯・牛角帯)を多用し、選石をおこなうよう になる。つまり、官位の象徴としての意義が次第に薄 くなってくるのである。** この傾向が促進される平安 時代後期になると,鳥・花・獣形などおもいおもいの 意匠をあしらった銙が出現し, それは装身具の位置に とどまってしまう。*** 朝廷貴族の失権過程である鎌 倉時代になると, 銙帯は根本的に変化する。すなわち, 1帯の銙数を11に減じ、巡方のみの公式帯や丸鞆のみ 石銙帯の衰 の略式常用帯が出現し、公私によって銙帯をことにす る慣習が成立する。**** 高級貴族の間でこのような銙 帯が流行するにしたがって, 下級官人の銙帯の制は急 速に廃退した。近世に至って, 銙帯はきわめて儀礼的 な存在となり,着用すら稀となる。『装束図式』や『箋 注和名類聚抄』の段階では銙のない紐結びの帯に退化 し, もう銙帯という名に値しない。

3 結 語

国道24号線バイパス地域の発掘を通て明らかになった個々の事柄については、すでにのべて きたところであるが, その概略をいま一度まとめておく。

A 古 塘

今回の調査でのもっとも古い遺跡は5世紀代の3基の古墳であった。

ウワナベ古墳では東外堤を調査し、現存の外堤がほぼ旧規をつたえており、築成時には内と 5世紀 外とに二重の濠をめぐらしていたことがわかった。外濠は奈良時代に埋立てられ、外堤寄りに 新たな溝 (SD734) を開穿する。外堤の内斜面には河原石を葺き,両肩に埴輪を樹立する。内外 2列の埴輪列には、鰭付円筒埴輪を基本とし、要所要所に蓋形埴輪を配したようである。発掘

> は「故経長卿落雀形時預石見物 侍以他帯令著 用恐落石也 鴛通天·鵝形·隠文」『江談抄』雑 事「唐雁・落花形・垂無・鵝形・雲形・鵝通天 ・歳通天」という。

^{****『}朝野群載』文筆「帯必用巡方,但石角等幷 以通用…」『円太暦』文和5年2月16日の条の 丹後守宛書状に慶賀帯として巡方帯を用いるこ とを記す。このほか、『桃華蕊集』、『権記』、 『台記』などには丸鞆帯がみえる。

[『]延喜式』弾正台「…玳瑁・碼瑙・斑犀・象 牙・沙魚皮・紫檀五位己上通用」 『和名類聚 『桃華蕊集』玉帯色々事 抄』腰帯「白犀帯」 「…治承四年四月十九日 …有文玉带 …有文 瑠璃玉ちいさき御帯 …保元三年内宴日 関白 (法性寺殿) 赤色袍・馬脳帯」などがみえる。

^{** 『}西宮記』臨時八に「紀伊石無文玉等公卿 映 玉雖有文 四位五位用之 出雲石六位用之,近 代六位上官著用 有用角带輩未為可」(注略)

^{***} たとえば, 『年中行事秘抄』四月賀茂祭使で

の所見によって外堤に樹立する埴輪の数量を 試算すると5,357本という莫大な量になる。 埴輪はすべて審窯で焼成したものと考えら れ,造出し付近で採集した初期須恵器とほぼ 同時期とおもわれ,年代決定の拠となった。

ウワナベ古墳が5世紀代の大王級の墓であ るならば、南方に築成されている平塚1・2 号墳は超大型古墳に従属する陪冢的な性格を もつ。2古墳はいずれも前方後円墳の形態を とるが、1号墳は佐紀盾列古墳群のなかに例 をみない帆立貝式の前方後円墳である。両古 墳とも平城京造営時に壊滅的に破壊されてお り, 削平された前方部の基部とそれをとりま く周濠を発掘したにすぎない。墳丘から転落 した埴輪片によって古墳の内容の一端にふれ ることができた。それによれば,両古墳は時 期を接して築成されるが、1号墳のほうが若 干古い要素をそなえる。平塚1・2号墳とウ ワナベ古墳とのあいだには、墳丘の規模だけ でなく, 葺石や埴輪の大小あるいは埴輪製作 技法の面など, あらゆる面で格差がある。

B 奈良時代の居住地

8世紀

和銅3年 (710) の平城京遷都後,付近の景観は一変した。条坊制にもとずき縦横の街路をつけ、丘陵の裾部にあたる 6AFB区は宅地と道路に変貌する。平塚1・2号墳は前方部が左京一条三坊十五・十六坪となり、後円部の中心を東三坊大路が貫通する。造営当初における道路と宅地との造成規模は意外に大きいが、北辺にウワナベ古墳の南外堤が位置するため、北京極大路を南へ寄せざるをえず、その結果、十六坪は北の35地域を失っている。24号線バイパスは十五・十六坪の東部をかすめ、中央部には調査がおよんでいない。調査範囲内では南北につながる 2 坪を1 つの敷地となし、北方に建物群をおき、南方に園池

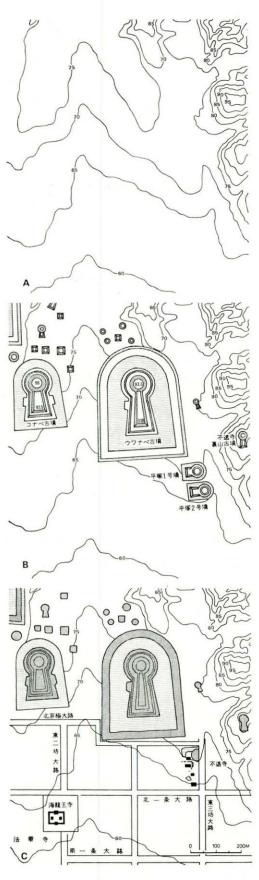
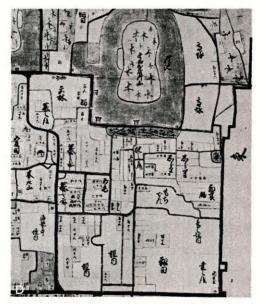


fig. 37 6AFB区の変遷(1) A:4世紀以前, B:5世紀, C:8世紀



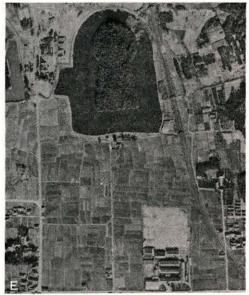




fig. 38 6AFB区の変遷(2) D:江戸時代、E:1962年, F:1974年

をつくる住宅の一端を垣間みること ができ た。奈良時代初期の遺構は数期にわかれ,大 きくは2時期に区分することができる。その 第2の時期である720年代後半の建物には平 城宮と同じような瓦当文の瓦が葺かれ, 殿舎 の一郭には緑釉水波文塼で基壇を築く八角形 のかつて東大寺に存した宝殿に類似したもの があった。 6AFB区の調査後, 京内でおこな った坊内調査によって, 敷地の後方に数棟の 東西棟建物を配列し,正殿・脇殿・雑舎・井 戸などで構成される状況が次第に明らかにな りつつある。このような他の遺跡と比較する ならば、6AFB区で検出した建物はいずれも 正殿になりえず, 脇殿・雑舎の類であろう。

建物群のなかを流れるSD485から出土した 遺物は, この地域の性格を具体的に示してい る。木簡によれば、710年代から720年代にか けての頃, この地には政府の官司が造作を主 導する親王級の住宅が存在したことが推測で きる。奈良時代初期における政権のなかで活 動する長屋王はその有力な候補となりうる。 一般の遺跡ではまれてしか発見されない三彩 陶器を用い、規格制のつよいまとまりのある 土器類を大量に保有する状況も, この地の住 人像をうかがう一つの手掛りである。他方, これらの土器群によって、8世紀初期の土器 編年に有力な例証を加えることになった。

8世紀初期の諸施設は720年代で廃絶し, 8世紀末までこの地は空地となる。没官地と なり, 邸宅などに利用されなかったのであろ う。大規模な盛地工事が8世紀末から9世紀 9世紀 初頭にはじまるが, この時期の建物相互の関 係などをしることは困難であった。ただし, 北京極大路と北一条大路の路面に小建物が乱 立し, すでに街路としての条坊の機能を失っ ている状況は判明した。なお, 一条高校付近 の字名を「堂の後」というが, 古代寺院の存 在を裏づける遺構は存在していない。

C 東三坊大路と東側溝

東三坊大路の路面は、後世に氾濫した多くの溝によって破壊されており、盛土や地固めの状況を示す遺構は顕著でなかった。 6AFB—F 西地区の東限で西側溝らしきものを検出したが、発掘範囲が狭く不確実である。

9世紀の東 三坊大路

東側溝(SD650)は延長約250mにわたって存在した。 8世紀のはじめに開穿されているはずであるが、8世紀の堆積層はみとめられない。この傾向はさきに調査した東一坊大路側溝においても確認されているところであり、大路および側溝が平城京の時代、8世紀を通じて良好に保全されていたことを物語る。側溝の堆積は9世紀のはじめから開始し、いくたびかの氾濫を繰返す。 結局、前後2回にわたる大改修をへて10世紀の初頭まで存続したのち、完全に埋没する。つまり、平城京の廃絶後、約100年間にわたって東三坊大路は道路としての生命を維持したのである。発掘地域の側溝が丘陵の裾部にあり、南一条大路に交叉するため、水がよどみ溝への投棄物が集中し、多くの遺物が堆積していた。 遺物は前後2時期に大別することが可能であり、木簡の年紀と銭貨の種類によって実年代に一歩近づくことができた。遺物の内容は多岐にわたるが、およそ1往来関係、2食事関係、3工房関係に区分することができる。

- 1. 往来関係の遺物としては、告知札や下駄、各種の祭祀具などがある。告知札は路肩にたてた立札であり、逃亡したり持主が不明になった畜類の捜索を通行人に依頼する書式をとる。下駄は破損したり、片方を失ったもので、その形態は鼻緒の前壺が内寄りから中央部に移動する過渡的な様相を示す。祭祀具としては削り掛け・人形・土馬・模型土器などがある。なかには人形のように8世紀のものにくらべて大型化するものもあるが、一般に退化し、矮少化する傾向にある。祭祀の内容をあきらかにしえないが、路上ないしは坊内で使用したのち、水に流したものである。銭貨も旅路の安寧を祈願して投銭したものであろう。
- 2. 食器関係の遺物としては、土器類がもっとも多い。土師器・黒色土器・須恵器を主体にし、灰釉陶器・緑釉陶器・磁器が加わる。土器類のほかに漆器や木製品をふくんで食器を構成するが、陶磁器や漆器など高級な器物をふくむこと、官署を示す墨書土器などから、寺院もしくは官署に関連するところの公機関で用いられた可能性がつよい。
- 3. 工房の存在を暗示する遺物としては、金属器の廃品や砥石がある。それらはまとまりがなく、雑多なものをふくんでいることから、改鋳のために寄せあつめたもののようである。

以上のほか、官がおこなう土木工事を裏づけたり、あるいは仏具に類する遺物がある。他 方、これらの遺物には長距離を流れた磨耗の痕跡がなく、東側溝に接する一条四坊から投棄も しくは流出したものとみられる。この地域に存在する不退寺の位置は左京一条四坊三・四坪に あたり、これらの遺物を廃棄した場所として矛盾しない。

その後の東 三坊大路

10世紀初頭以後の遺跡としては、東三坊大路の路面を北から南に流れる無数の溝に限られる。それらの溝の一部に少量の瓦器片をふくむものがあり、中世には完全に廃道になり、田地に変貌した。その後、左京一条三坊の地域は近年まで一貫して水田であったが、1960年代の後半になると西方の通称一条通り添いに宅地化が進行し、1971年にバイパスが開通したあと、かつての水田は急速に宅地化し、もはや昔日の面影はない。